

## 【委員会記録】

岩丸委員長

ただいまから、人権・少子・高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時35分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、扶川委員から調査計画書の提出がありました。内容は、2月25日から26日まで岡山県で開催された、本音で語る人権・民主主義問題シンポジウムに参加し、同和問題等の人権をめぐる現状と課題について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います

## 【説明事項】

- 追加提出予定案件について(資料①)

## 【報告事項】

- 財団法人とくしまノーマライゼーション促進協会について(資料②)
- 徳島県男女共同参画基本計画(第2次)の答申案について(資料③④)

小森保健福祉部長

2月定例会に追加提出いたしております人権・少子・高齢化対策関係の平成23年度補正予算案について、私のほうから一般会計及び特別会計の総括並びに保健福祉部関係について御説明させていただき、引き続きまして順次、各部局から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に御配付の人権・少子・高齢化対策特別委員会説明資料(その3)の1ページをお願いいたします。

一般会計の総括表でございます。関係する5部局で予算の補正をお願いいたしております。総括表の一番下の計の欄に記載しておりますとおり、今回20億2,096万3,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は354億5,419万8,000円となっております。最上段に記載しております保健福祉部関係につきましては、19億7,117万円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は350億7,515万5,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりであります。

続きまして、2ページをお開きください。

特別会計の総括表でございます。関係する2部局で予算の補正をお願いいたしております。総括表の一番

下の計の欄に記載しておりますとおり、今回 6,009 万 7,000 円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は7億 1,598 万 1,000 円となっております。保健福祉部関係では、こども未来課で所管いたしております母子寡婦福祉資金貸付金特別会計で 6,009 万 7,000 円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は1億 6,022 万 9,000 円となっております。

3ページをお願いいたします。

部別主要事項説明でございます。保健福祉部関係におきましては、地域福祉課を初め8課で予算の補正をお願いしておりますが、その主なものについて説明させていただきます。

初めに、地域福祉課関係でございます。社会福祉総務費の適用欄①の社会福祉振興対策費の減により、地域福祉課の合計といたしましては、1億 2,800 万 4,000 円の減額となっております。

次に、こども未来課関係でございます。4ページをお願いいたします。

1段目の摘要欄⑩のア、安心こども基金積立金2億 585 万 3,000 円につきましては、基金の原資となる国交付金の額が確定したこと等により、基金の積み増しを行うものであります。児童福祉施設費の摘要欄①児童福祉施設整備事業費の 6,380 万 6,000 円の減額は、保育所施設整備事業等の額の確定によるものであります。こども未来課の合計といたしましては、2,116 万 7,000 円の増額となっております。

次に、障害福祉課関係でございます。障害者福祉費の摘要欄①の障害者社会参加促進費につきましては、全国障害者スポーツ大会への派遣経費の減により、171 万 8,000 円の減額となっております。

5ページをお願いいたします。

障害福祉課合計といたしまして、184 万 8,000 円の減額となっております。

次に、人権課関係でございます。人権施策推進費の摘要欄①人権啓発推進費の減によりまして、人権課合計といたしましては、672 万 8,000 円の減額となっております。

次に、医療健康総局医療政策課関係でございます。医務費の摘要欄①のア、医療提供体制確保総合対策事業費の7億 4,184 万 3,000 円の減につきましては、医療情報ネットワークの構築や医療情報連携システムの整備など医療機関に対する補助金について、事業の進捗状況により減額を行うものであります。医療政策課の合計といたしまして、7億 7,772 万 6,000 円の減額となっております。

6ページをお開きください。

医療健康総局健康増進課関係でございます。公衆衛生総務費の適用欄①のア、小児等医療給付事業費につきましては、小児慢性特定疾患の医療給付費等が当初見込みを上回ったことによりまして、3,355 万 9,000 円の増額をお願いするものであります。健康増進課合計といたしまして、790 万 7,000 円の増額となっております。

次に、長寿保険政策局長寿介護課関係でございます。老人福祉費の摘要欄⑤のイ、介護保険財政安定化基金事業費につきましては、市町村に対する貸付金の所要額見込み等によりまして、1億 1,681 万 5,000 円の減額補正を行うものであります。

7ページをお願いいたします。

老人福祉施設費の摘要欄①のア、介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金につきましては、市町村や施設からの所要額見込みに基づき、1億 1,219 万円の減額を行うものであります。長寿介護課合計といたしまして、5億 7,073 万 7,000 円の減額となっております。

次に、長寿保険政策局国保長寿医療課関係でございます。老人福祉費の摘要欄①のイ、後期高齢者医療財政安定化基金事業費は後期高齢者医療広域連合に対する貸付金及び交付金の所要額の確定によりまして、2億 9,871 万 5,000 円の減額をお願いするものであります。国保長寿医療課合計といたしまして、5 億 1,520 万 1,000 円の減額となっております。

以上、保健福祉部関係では表の最下段に記載のとおり、補正前の額 370 億 4,632 万 5,000 円に對しまして、今回補正額 19 億 7,117 万円の減額で、補正後の予算額は 350 億 7,515 万 5,000 円となっております。8ページをお願いいたします。

特別会計でございます。母子寡婦福祉資金貸付金特別会計につきましては、貸し付け申し込み額が当初見込みを下回ったことによりまして、6,009 万 7,000 円の減額となっております。

説明資料の最終ページ、14 ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。アの追加でございますが、上から2段目のこども未来課の児童福祉施設整備事業費におきましては、一部の民間保育所の耐震化工事の完了予定が次年度になる見込みであることから、2,950 万円の繰り越しをお願いするものであります。

また、医療政策課の医療衛生費におきましては、総合メディカルトレーニングセンター整備事業で保育施設整備の設計着手が次年度になる見込みであることから、2,000 万円の繰り越しをお願いするものであります。

その下の長寿介護課の老人福祉施設整備事業費におきましては、特別養護老人ホームのユニット化や軽費老人ホームのスプリングラー整備の工事完了予定が次年度になることから、6,454 万 7,000 円の繰り越しをお願いするものであります。

合計といたしまして、3課で1億 2,518 万 8,000 円をお願いいたしております。

以上が2月定例会に追加提出いたしております保健福祉部関係の案件でございます。

続きまして、この際、1点御報告を申し上げます。財団法人とくしまノーマライゼーション促進協会についてであります。お手元に御配付の資料1をお願いいたします。

財団法人とくしまノーマライゼーション促進協会は広く県民の理解と協力を得て、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、平成8年4月に当時の財団法人徳島身体障害者スポーツ協会と徳島県精神薄弱者育成会のスポーツ交流基金を統合し、設立されたものであります。これまで、当協会では障害者スポーツや文化活動の振興、日常生活の支援、啓発活動等の各種事業を実施してきたところでありますが、将来にわたる事業運営の安定確保を図る観点から、今年度、当協会において検討がなされた結果、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団に統合し、発展的に解散する方向で両団体において準備が進められているところであります。今後、当協会は3月中旬に開催されます評議員会、理事会での議決を経て、本年3月31日をもって解散し、当協会が実施してきた事業につきましては、4月から社会福祉法人徳島県社会福祉事業団において継承していく予定となっております。

今後とも、障害のある人が障害のない人とひとしく生活し活動する社会を目指す、いわゆるノーマライゼーションの理念のもと、障害者の自立と社会参加をより一層促進してまいりたいと考えております。

報告は以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松井県民環境部長

続きまして、県民環境部関係で追加提出いたしております案件につきまして、御説明させていただきます。  
お手元の説明資料1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算についてでございます。県民環境部の補正額は総括表の上から3段目の県民環境部の左から3列目に記載のとおり、64万9,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は6,976万8,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。

今回の県民環境部関係の補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、男女参画青少年課関係でございます。表の最上段、青少年女性対策費の摘要欄①男女共同参画推進費及び②男女共同参画交流センター運営費におきまして、それぞれ所要見込み額の確定に伴い、合計で31万7,000円を減額することとし、補正後予算額は5,017万1,000円となっております。

次に、県民スポーツ課関係でございます。表の中段、体育振興費の摘要欄①県民総体育推進費におきましても、所要見込み額の確定に伴いまして、33万2,000円を減額することとし、補正後予算額は1,959万7,000円となっております。

今議会に追加提出いたしております県民環境部関係の案件は以上でございます。

引き続きまして、県民環境部より1点御報告させていただきます。徳島県男女共同参画基本計画(第2次)についてであります。お手元の資料2徳島県男女共同参画基本計画(第2次)の答申案の概要についての1ページをごらんください。

この計画は平成23年1月に徳島県男女共同参画会議に諮問して以来、御検討いただいているところであり、昨年10月に中間取りまとめが行われ、さきの11月県議会において御報告させていただいたところでもあります。その後、パブリックコメントの実施や県南部・県西部でのシンポジウムの開催により、県民の皆様からの御意見をお聞きした後、去る1月27日、同参画会議において御審議いただき、必要な修正を行い、今回お配りしております資料3のとおり答申案として御報告させていただくものでございます。資料2にお戻りいただきまして、3の計画の期間については、平成24年度から28年度までの5年間とし、定期的に検証・見直しを行うこととしております。また、5の計画の主要課題及び推進方策につきましては、9つの主要課題を設定し、これらの課題解決を図るため30の推進方策を掲げております。その概要につきましては一覧表を裏面に掲げてございます。

それでは、裏面2ページをごらんください。主要課題と推進方策の一覧でございます。今回の計画では、新たな主要課題といたしまして(9)の地域社会における男女共同参画の推進を掲げてございます。これは、千年に一度の大震災により一瞬にして多くのとうい命が失われるという事態に直面し、改めて生命や家族の絆、地域の絆を大切にする社会形成の意識が高まっている中で、男女が地域社会におけるさまざまな活動に参画する機会が確保され、ともに支え合い、協力し合いながら担うことのできる地域社会づくりを盛り込んだものでございます。今後は、県議会で御論議いただいた後、審議会から答申をいただき、計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく御願い申し上げます。

御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

#### 小川商工労働部副部長

今議会に追加提出しております商工労働部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをごらんください。

商工労働部の平成23年度一般会計歳入歳出予算につきましては、表の中段に記載のとおり、1,332万6,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は7,916万3,000円となっております。

10ページをごらんください。

部別主要事項につきまして御説明させていただきます。労働雇用政策局でございます。雇用促進費の摘要欄の②中高年齢失業者等雇用促進費におきまして、小規模シルバー人材センターに対する補助額の確定などに伴い、403万1,000円の減額となるとともに、転職職業訓練費の摘要欄の①障害者職業訓練事業におきまして、国からの委託事業の減少などに伴い、653万9,000円の減額となっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 海野政策監補

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして御説明いたします。

委員会説明資料(その3)でございますが、1ページ、一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部関係では55万円の減額をお願いするものでございます。

この内訳でございますが、11ページでございます。

住宅課におきまして、表の右側、摘要欄に記載のとおり、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進費の決定に伴いまして、55万円の減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 福家教育長

引き続きまして、教育委員会関係の追加提出案件について御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会関係の補正額は総括表の下から2段目にございますように、3,526万8,000円の減額となりまして、補正後の予算額は2億2,215万円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

12ページをお開きください。

補正予算の内容についてでございます。

まず、学校政策課関係でございますが、教育指導費におきまして、②学校教育振興費のア、道徳教育総合支援事業の国庫委託金の額の決定等に伴いまして、2,853万4,000円の減額となっております。

次に、特別支援教育課関係でございますが、教育指導費におきまして、①特別支援教育振興費のア、特別支援教育の体制整備推進事業の国庫委託金の額の決定に伴いまして、110万円の減額となっております。

続きまして、人権教育課関係でございますが、教育指導費におきまして、③国庫返納金の所要見込額の

決定等に伴いまして、147万円の減額となっております。

13ページをごらんください。

最後に、生涯学習政策課関係でございますが、社会教育総務費におきまして、②青少年教育費のア、放課後子ども教室推進事業の市町村補助金の決定等に伴いまして、416万4,000円の減額となっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岩丸委員長

以上で説明及び報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

大西委員

私のほうからは何点かありますので、質問できるところまで質問させていただきたいと思います。

まず初めに、本会議で榎本議員さんが質問されたので、今委員会にいらっしゃいますけども、ちょっと私のほうから質問させていただいて、大変恐縮でございます。榎本議員さんの質問は乳幼児医療費助成金制度の拡大についてでございます。これに対して知事のほうで本会議でのお答えとしては、議員御提案の助成対象年齢の小学校修了までへの拡大を視野に入れて、積極的に対応してまいりたいと考えているというお答えがあったわけです。それで、この積極的に対応するということ、もう一つは年齢が小学校修了までには拡大すると。これを言われてるわけですが、まず、小学校修了までの拡大というのは、これは大体ほぼ知事が言われるわけですから、保健福祉部内あるいは医療健康総局内では、これは決定事項ということで、その年齢を何歳にするかということについては、そういうような知事が答弁したことで決定してるというように、こちらは考えてよろしいんでしょうかね。まず、それをお答えいただきたいと思います。

左倉健康増進課長

小学校修了まではほぼ決定かというふうな御質問かと思いますが、知事の答弁にもございましたように、今後、議会での御論議、市町村の御意見を早急に伺いながら対応したいという答弁でございました。そこでまずは、市町村の御意見を早急にお伺いし、対応したいと考えております。

今後の見通しといたしましては、知事からの答弁にもございましたように、東日本大震災の影響もあり子育て家庭は極めて厳しい状況にあり、また、合計特殊出生率向上という少子化対策の効果の兆しをより確かなものとする必要があることなどを踏まえ、子育て家庭の期待に沿えるよう、小学校修了までの拡大をしっかりと視野に入れて、対応してまいりたいということでございます。以上です。

大西委員

議会の、行政の言葉を繰り返し言ってもなかなか一般の方には伝わってこないんですね。したがって、徳島新聞にも載ったと思うんですけど、当然こういう言い方だと、小学校修了までを視野に入れてって書いてあるわけですが、それは小学校修了まではいくわけですか。それとも、それ以上にいくわけですか。

それ以下になるんですか。以下になることなんかあり得ないと私は思うんですけども。それを聞いてるんですよ。

もっと具体的に私がお聞きすると、小学校5年生までっていうのはあり得ますか。小学校4年生までっていうのはあり得ますか。それから、小学校6年生以上っていうのも考えられるんですか。具体的に小学校4年生から答えてください。そう言わないとわからないんだったら、そういうふうをお願いします。

#### 左倉健康増進課長

済みません。わかりにくい答弁で申しわけございません。先ほども申しましたように、小学校修了までの拡大について、市町村の御意見をお伺いして、対応したいということでございますので、考えておるのは小学校修了まででございます。以上です。

#### 大西委員

わかりました。助成対象年齢は、県としてほぼ、小学校修了まで拡大するということは、もう想定してやるということでございますので、それ以下はないというふうに今のお答えとしては、とらえさせていただきたいと思えます。

それで次に、時期ですよ。当然、この来月4月1日からやってもらいたいというふうに思いますけど。当然これ、予算にのってないので、来年度予算にのってないということは4月1日はできないということを推測します。またもう一つは、各市町村にそういったことを聞いてみないと、結局、県としては正式に決定はできないと、予算計上できないということですので、各市町村に意見を聞いて、その上でいつからやるかということを決めるというような話なんですけど、結局、県民の皆さん方としては、知事も言われてるように、子育て家庭は経済・雇用環境を初め、極めて厳しい状況にあるのは間違いないというふうに言われておるわけで、やっぱり知事の言葉を借りても1日も早くやるべきだと私は思うんですよ。

それで、本会議でも答弁されたと思うんで、いつから実施するのかというふうにと考えると、まずはその前提のハードルとしては、先ほど説明された市町村への御意見の聴取といったものをしないと、まずその先へ進めないということなんだろうと思いますが、じゃあその市町村っていうのも、お聞きをしますが、次の日の新聞では、徳島新聞のほうで調べたんでしょうけれども、県内では上勝、石井、神山、藍住、板野、佐那河内の6町村が中学校修了までを無料とし、阿南、美馬、海陽などの13市町も既に小学校修了までを対象としているというふうに書かれてます。最後、徳島、鳴門、松茂など5市町が県と同じ小学校3年生修了までとなっている。ということは、この徳島、鳴門、松茂などを初めとした小学校3年生修了までになっている5市町が市町村の負担がふえるってことですよ、小学校修了までとすると。そうすると、この5市町が、私たちも負担しますので、ぜひやってくださいと言え、それはもうできるはずですよ。既にそれまでの分は、小学校修了まで以上になってるわけですから。

それで、そうなってくると、小学校修了まで以上の年齢になっている市町村は、県から補助してくれるから少し楽になると、財政が。こういうようなことで、徳島、鳴門、松茂など5市町で小学校3年生修了までになっているところについては、負担がふえると。この県の考えどおりにしていくと負担がふえると。だから、この小学校3年生修了までとなっている5市町の考えを聞くということになると私は思うんですけどね。

そうすると、5市町しか、24 ないわけですよ。意見を聞くのは5つしかないというようになるわけですけども、そのたった5つの市町の意見を聞くわけですから、それをいつやるかっていうのはすぐ決まると思うんですけどもね。知事が本会議で答弁してるわけですから、もう一回繰り返しになりますが、なおかつこの制度は年齢の引き上げを1日も早くやらなきゃいけない。こういう状況なわけですから、この市町村への意見聴取も1日も早くやらなければいけないと。私はこういう三段論法になると思いますけども、そうすると、大体、この徳島を初め5市町、県の年齢と同じ小学校3年生修了までになっている市町の御意見を聞き、そして取りまとめをするのは何月を予定されてますか。

#### 左倉健康増進課長

市町村の御意見については早急にお伺いし、対応したいと考えております。一応、今想定してますのは、議会での御論議を踏まえということでございますので、本日の委員会の御論議も踏まえ、早急に着手いたしまして、一応、今予定しておるのは24 市町村を年度内を目途に回りたいと考えております。

それで、特に負担増になる5市町におきましては、市町村議会での御議論があると思います。それから、システムの改修、新規となる支給申請の受け付けなどの事務手続がございますので、それらの対応に必要な期間がどれぐらいなのか。そこら辺を市町村をお訪ねして、丁寧にお聞きしてまいりたいと考えております。残りの、もう既に小学校修了以上にされておるところにおきましても、今回、県からの財源をどのように有効に活用されるのかなというふうな御意見も踏まえ、また県へのいろんな御提言もお聞きしてまいりたいと、この際、思っております。以上でございます。

#### 大西委員

今の左倉課長さんのお答えによりますと、まずきょうの議論、きょうで大体、県議会の議論はお聞きしましたということになるようでございまして、あす以降、早急に御意見を聞くような体制にしたいということなんですけども、まずは、先ほどお答えになった前半の部分では、この各市町村の御意見を聞くのは全部24 聞いていくと。負担になる5市町だけでなく全部聞くと。けども、もう一つは時期的にはこの年度内、3月末までに1回24 市町村は全部回ってお聞きしたいというようなことでもございました。それは非常に早い対応ではないかなと私は思います。大変だろうとは思いますが、御意見をぜひともお聞きしてもらいたいと。

後半の話というのは、私も質問した中でちょっと言ったわけですが、つまり、この小学校修了までに拡大する時期をいつにするかということについて、何かちらつとされたような気がします。それで、その後半の御答弁では、負担になる5市町のいろんな手続、議会での承認とかいうようなものもあると。システムの変更もあると。こういうようなことがあるので、そういったものをよく聞きながらやりたいと思いますという話だったので、そこら辺については、特に5市町の議会のほうで承認をしてもらわなきゃいけないということは、少なくとも6月議会、だから7月以降になるというようなことでしょうかね。

そうすると、県の議会としては早ければ9月議会。9月ということになってきたら、10月1日から開始なのかなというような想像ができるんですけども。大体、後半半年、年度の半年間をぜひとも小学校修了までにしたいという思いでおられるのかどうかなっていう、今の御答弁から拝察するに、そういうような感じを受け取ったんですが、9月県議会以降早い時期で、10月1日とか11月1日とかいったところから開始できるようにでき



るのかなと私は思うんですけども。

それで、大体そういう方向で県の担当者としてはやっていくのか。これはどなたが最高責任者になるのか、最近、局というのがいっぱいふえてようわからんですけど、医療健康総局次長の石本さんでしょうか、それとも小森部長さんなんでしょうか。どちらでも結構ですが、責任を持って、大体それぐらいの時期を見通して、来年度実施するようなつもりでやっていかれるのかどうか、決意も含めて、お聞きしたいと思います。

小森保健福祉部長

ただいま、大西委員のほうから乳幼児医療費助成事業について、できるだけ早く、その時期についても発言があったわけでありまして。左倉課長のほうから申し上げましたとおり、この乳幼児医療費助成制度につきましては、子育て所帯の経済的負担を軽減するという、そういった大きな任務を担っている事業であります。

これまで、この事業につきましても平成18年の10月には7歳未満まで拡大して、それから平成21年11月には小学校3年生修了までと。この時期につきましては、やはり実施主体が市町村である、市町村議会ということ念頭に置きながら、いろいろなシステム改修であるとか条例改正、こういうものが事務的な手続であって、10月、11月という時期に結果としてなったものと考えております。

しかしながら、こういう非常に厳しい状況でありますので、子育て所帯の負担軽減、こういったものを担っております保健福祉部としましては、できるだけ早く市町村と協議をまとめ、できるだけ早く事務的手続を完了し、できるだけ早く事業として全市町村が一斉にスタートできるように取り組んでまいりたいと考えております。

大西委員

今のお答え、現時点ではそういうお答えしかできないのかなと思うんですが、一応、過去の事例では10月とか11月から開始したということですが、今回については、知事ももう最初から積極的にということで、対応してまいりたいというような御答弁もあるし、1日も早くしたらどうかということについても、そのとおりだということで、小森部長としては、この保健福祉部としては、10月、11月というような時期にこだわらず、もっと以前に開始できるのであれば早くしたいというようなことで、遅くとも10月、11月には導入されると、それ以前に可能であればもっと早く導入したいというようなお答えということで、理解させていただきたいと思っております。

知事も言われておりましたけれども、答弁の中で、合計特殊出生率が徳島県としても全国平均を6年ぶりに上回ったということで、いろんな対策が功を奏している、効果を上げているのではないかとことを言われておりますけれども、そのうちの一つ、また大きな柱であるこの乳幼児の医療費助成制度、ぜひとも早いうちにこの小学校修了までに年齢を引き上げていただきたいというふうに思います。私も、ぜひとも要望して、この質問は終わりたいと思っております。

それから、今議会の事前委員会でも随分詳しくお聞きしましたが、介護保険料の問題でございます。この介護保険料については今、改定時期ということで、各市町村でそれぞれ市町村議会も行われておりまして、その中で介護保険料を我が市町村ではどれぐらいにするかというような議論をされているわけですが、事前委員会では少し早かったのかわかりませんが、各市町村が決めていくのにまだすべて出そろっていないということで、大体、県としてどれぐらい引き上げになるのか、あるいは各市町村ごとの新しい

介護保険料というのはどうなるのかということについては、お答えできないというような話でございました。

ところが、今も申し上げましたように、それぞれ各市町村議会が開かれておりまして、ここでは既に議案として上程されているようなところでございますので、これがその議案どおり決定されるかどうかというので、まだ終わってないところもあるのかもしれませんが、しかし、ほぼ大体、議案としては出されていると、ほぼ大体ひっくり返らないだろうと私は思うんですけど。こういったことで、大体その24市町村で、介護保険料が今後どういうふうになっていくのかということについては、県としては情報収集されてると思います。それが24市町村どうなるか、県平均でどうなるか、どれぐらいアップになるのかといったことを御報告いただければありがたいと思います。

#### 森長寿介護課長

ただいま介護保険料に関する御質問をいただきました。事前委員会でも御説明させていただきましたように、ただいま市町村におきまして条例の審議中と聞いております。最終的にはそういったところで決めることでございますので、個別の額については県のほうから公表は差し控えさせていただきます。

介護保険料と申しますのは、各市町村の介護保険事業計画におきまして、介護の見込み量を踏まえて、結果的に介護保険料が条例として制定されるということになっておりますので、各市町村内におきまして今後3年間、介護の見込み量がどうなるのか、それを踏まえてどういった高齢者福祉の絵を描いていくのかということに基づいて、介護保険料が結果的に決まっていくと考えておりますので、他の市町村がどういった介護保険料かといったことについては、あまり本質の議論にはならないのかということで、従来から差し控えさせていただきます。

ただ、事前委員会でも申し上げたように、高齢者にとっては非常に重要な金額でございますので、例えば事前委員会でも申し上げましたが、第2期におきましては1,000円近い国との差があった。第3期については800円近くに縮まり、第4期については700円程度に縮まってきております。さらに第5期においては、さらに縮まるというふうになっておりますので、そこら辺で御了解をいただけたらと思っております。以上です。

#### 大西委員

まず2つ今のお答えで、一つは、介護保険料は市町村で決めるんですということ。それはもうそのとおりだと思います。ただ、これ県は全然把握してなくてもいいんですか。県全体では大体平均これぐらいですよって、そんなのはもう全部、最終議決されて条例が決まって、それで国に集計されて、国から県がその情報をもって、徳島県の介護保険料が幾らですみたいな、各市町村は幾らです、県平均は幾らです。こういうのはもう最後の最後で、それでもう県は、県議会は知らなくていいというお答えだったと私は思うんですよ。そんなんでいいのかなって、不思議でしょうがない。私もいつも介護保険のことについて質問すると、もうほんとにぬかにくぎだなんていう感じがする。申しわけないですけど。それもしょうがない、市町村が事業主体だからしょうがないって私も思いますよ。

ただ、介護事業者については県がほとんど、最近は市町村も多いんですけど、7から8割方、事業者の指導、監督は県がしてるっていう状況のもとで、県民一人一人の介護保険料が幾らになろうが関係ないわって、そんなふうには聞こえますよね、今のお答えは。だから、私はやっぱり徳島県では県民1人当たりどれぐ

らいになるのかなっていうのは、知っててもいいんじゃないかなと、知るべきだと思うんです。

それで、私の最初の質問をする趣旨をお聞きいただいて、理解していただいたらわかると思うんですが、別に最終決定していなかったら言えないってわけではないと思うですよ。つまり、議案として市町村議会にもう出されてるわけですから、それを県としてはこの 24 市町村、こういうふうな議会では今こういう上程をされて、これはそのとおりになるかどうかわかりませんよっていうのはわかりますよ。で、それから今議会で上程されてる議案での料金で計算すると県の平均は幾らですよと。さっき言われてた 4 期よりも 5 期のほうがどれぐらい上回って、5 期は国の平均に対してどれぐらいですよって、これ言えるじゃないですか。でも、議会としては前提としては、これはあくまでもその試算ですよって言えばいいんじゃないんですか。で、そういう議論が、それで初めてそういう方向に行くのかっていうのがわかるわけで、それが全く市町村の話だから、それはお答えできません、他の市町村がどう決めようが関係ありませんみたいなそういうお答えだったら、ちょっとこれ以上議論ができなくなってしまうんじゃないでしょうかね、委員長。今のお答え。

もう一回、まず前半の御答弁として、そういうような市町村事業がほとんどだと思いますが、介護保険料が幾らになるか。県がどういう情報を、各市町村 24 一々言うのは面倒くさいっていうんだったら、せめて今上程されている市町村の、あるいは上程する議案の予定となっているその介護保険料で、県として情報収集して、その平均は幾らになる、それからそれは 4 期と 5 期と比較してどうだ、国の平均から比較してどうだっていうのは、言えるんじゃないでしょうか。もう一回御答弁いただきたいと思います。

#### 武田長寿保険政策局長

第 5 期におけます介護保険料の御質問をいただいたところでございます。先ほど森課長も申し上げましたように、今、各市町村のほうでは、まだこの介護保険に関しまして審議中でございます。まだ確定したものでないので、県として慎重にならざるを得ないという面がございまして、先ほどのような御答弁になったわけでございます。

ただ、県としましては、実は今までも途中段階も含めて、市町村から見込み値などの御報告もいただいております。一番直近のものとして、3 月 2 日現在で市町村から御報告をいただいたと。ただ、その数字につきましては、既に議会での議決済みのところも実はみよし広域、1 力所ございますけども、それ以外は議会に提案で今現在審議のところだといったところとか、あるいはまだ議会にも提案前であくまで予定値といったところもございます。そうしたさまざまな確定度合いといえますか、それがあの中で最終的に変わり得る可能性も当然あるわけでございますが、そういうことを大前提といたしまして、あえてこの時点で県が把握しておる数値を申し上げますと、県平均保険料でございますが、月額で 5,300 円程度という積算にはなっております。以上でございます。

#### 大西委員

3 月 2 日時点での、つまり私が申し上げましたように議会の議決等を見捨て、その 3 月 2 日時点で、それ以降変化するかもしないという前提で考えれば、県でいただいている情報では県平均 5,300 円程度の介護保険料になると。県平均で 5,300 円ということで、これは以前に徳島新聞の一覧表でございますと、現行第 4 期については徳島市は 4,960 円。ということは 340 円値上げ。5,300 円ちょうどとすれば、340 円値上げ

ってということですかね。それから鳴門市が 4,800 円ですから、500 円値上げ。こういうようなことになると思うんですけどもね。結局、その第4期の県平均からすると……（「平均値でしょこれ」と言う者あり）これは3年間の平均ですかね。3年間の平均がこれですかね。

じゃあ、現行の第4期の介護保険料の県平均と比べると幾ら値上げになるのか。それからもう一つ、事前の議論で基金を取り崩しますよね。その基金を取り崩すことによって1人、1カ月で 50 円安くなりますよということですよ。ということは 600 円ですかね、年間。1人年間 600 円、基金を取り崩すことによって安くなりますよという、この 600 円というのが入ってこの 5,300 円になるのか。これ 5,300 円からさらに 600 円引いて、それで各介護保険料が決まっていくのかっていうのはいかがでしょう。その2点、お答えいただきたい。

#### 森長寿介護課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。現在、第4期の県平均の介護保険料は 4,854 円でございます。ただ、これは平均でございます。一番安いところは 3,800 円、一番高いところは 5,680 円という範囲がございますので、それぞれに平均をすると 5,300 円程度になるということでございます。

それと、財政安定化基金が入っているのかどうかという御質問でございますが、それは織り込み済み後の数値でございます。以上です。

#### 大西委員

第4期の県平均は 4,854 円ということでございますので、それが介護基金を取り崩してもやはり 5,300 円程度になるということでございますので、やはり 450 円くらいですかね、県平均で 450 円ほど上がってくるということで、大変厳しい状況だなというふうに思います。そうすると年でないですよ、月ですね。月 5,300 円程度ですから、年間 450 円の 12 カ月で幾らになりますかね。年間どれぐらいの値上げになるんでしょうね。

（「5,300 円ぐらい」と言う者あり）

5,300 円ぐらいの値上げということのようです。それで、非常になかなか厳しい状況だなと思います。

それともう一つお聞きしたいのが、これにあわせて徳島県後期高齢者医療保険料。これが保険料 9.85% 増ということで、以前に徳島新聞に記事が掲載されました。これで、県全体で後期高齢者の医療保険料が 9.85% 増ということになると、これは年単位だと思いますけども、1人当たりの保険料はどれぐらい金額として上がりますでしょうか。

#### 赤星国保長寿医療課長

後期高齢者医療制度におけます保険料率について御質問いただいております。後期高齢者医療制度における保険料につきましては、委員御指摘のとおり 9.85% の増ということで、去る2月 20 日の広域連合の議会におきまして、後期高齢者医療に関する条例が議決されております。これによりまして、保険料が平成 24 年、25 年度の保険料でございますが、軽減適用後の1人当たりの平均保険料といたしまして5万 3,820 円となっております。

あと、前回の平成 22 年、23 年度の軽減適用後の1人当たりの平均保険料が4万 8,994 円でございますので、増加額といたしましては 4,826 円、率は先ほどお伺いいたしました 9.85% でございます。以上です。

## 大西委員

そうしますと、県の後期高齢者医療保険料は、新しい年間の平均保険料というのは5万 3,820 円。23 年度までが4万 8,994 円で差額 4,826 円、年間で 4,826 円増加するというようなことでございます。そうしますと、先ほどのこの介護保険料、月 450 円程度増加するということでございますので、5,000 円強の介護保険料、年間で 5,000 円強の保険料の増ということになります。そうしますと、両方で年間約1万円の、2つの保険料の増加になります。

この2つの保険料の増加というのは、ちょっと一部制度が変わりましたが、原則年金から引かれるというふうなことになりますわね。そうすると、年金が結局最初からその自分がいただける年金額よりも1万円減るというふうなことになるかと思えます。で、この1万円というのが、平均の方でどれぐらいの負担になるのかというの、ここではわからないのかもしれませんが、私はやっぱり1万円引かれるということになったら非常に厳しいんじゃないかなと思えます。ほんとに毎日毎日の食費や介護サービスを受けて生活している方からすれば、厳しいなというふうに思っております。

現状はわかりましたけども、県として何か、ほんとにこの年金生活者の方、高齢者の方を支援するようなことを考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけども。これは具体的なことはこうですというのは、今ここで言えるようなことはないのかもしれませんが、ぜひとも県の一番この分野での高齢者の方の支援ということについて、県としてどうしていくんだという、これだけどんどんどんどん上がっていくということについて、一言県としてはこうしなければいけないというふうなことは、少しお聞きしたいと思うんですけどもいかがでしょうか。この問題についてはなかなか決め手はないんですけども、決意を含めてお答えを聞きたいと思えますけど。

## 小森保健福祉部長

大西委員のほうから非常に日本の社会全体にとって難しい御質問でございます。国におきましても社会保障と税の一体改革ということで、大綱が2月 17 日に閣議決定をされたわけでありまして。で、今まで社会保障 3 経費と言われておまして、介護、年金、医療、それに加えまして少子化対策を4分野で社会保障に取り組んでいくという、それをいかにバランスよくしていくということが非常に難しい問題だと感じております。

現在、年金制度につきましても、今、国民年金ですと 40 年掛けて6万 6,000 円、それを保障として7万円にしていこうということで、国会において議論がなされておるところであります。一方、介護保険につきましても、制度ができて 11 年が経過いたしております。その中で、やはり介護という家庭が担うべきものが社会化されて、社会全体でしていこうというふうな状況になってきております。これから日本の国がどうあるべきか、若者が夢を持ち、子供も育てていくという中で、やはり社会保障と税の一体改革、これを広範な国民的議論にしていく必要があるものと考えております。県といたしましても、これまで国に対して政策提言の形で意見を申し述べてきましたけども、これからも積極的にその点に取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほど武田局長あるいは森課長のほうから御説明もさせていただきました、できるだけ介護保険を少なく、介護保険料を少なくするということでの基金の取り崩しであるとか、後期高齢者についてもそういった取り組みをやってきたところでもあります。やはり、介護保険あるいは後期高齢者の医療制度、医療、介護に

対する正しい知識を県民の方々にお知らせし、等しく御負担をいただくという取り組みも大事であると考えております。国に対しても、これから将来にわたって安定した制度運営ができるよう意見を述べていきますとともに、また県内の広域連合あるいは各市町村での介護保険についても、県として安定した運営ができるよう財政的支援とともに運営についての助言もしてまいりたいと考えております。

#### 大西委員

わかりました。しっかり県としてもこういった状況、次々ウナギ登りで各種保険料が上がるということについては、やっぱり高齢者を見ている現場、より市町村に近いかもしれませんが、県でもその現場の状況を国に訴えていくということをしていただきたいと思います。

それから、最後にもう一つだけ。これも以前に質問させていただいて、パーキングパーミットの制度でいろいろ言いたいことはあるんですけど、ちょっと時間がもうないんで、1つだけ。お聞きすると、私が求めておりました高速道路でのパーキングパーミット制度の導入も、少し何か動いていくような情報があったというような話で、せっかくですからこの委員会の場で御報告いただいて、それをさらにもっと広めていっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 大西地域福祉課長

高速道路のサービスエリアやパーキングエリアにパーキングパーミット制度の導入について、以前御質問いただきました。で、早速といいますか、私どもでネクスコ西日本の高速道路のサービスエリアを管轄してます徳島管理事務所のほうを訪問いたしまして、この協力依頼を昨年8月にさせていただきました。

で、その制度説明とかしている中で、徳島管理事務所のほうからは制度の趣旨について理解していただいたというふうな回答をもらっておりまして、以後両方で協議を進めてきました。で、この管理事務所において趣旨に沿った取り組みを行うということで、現在県内の8カ所のサービスエリアやパーキングエリアで、駐車券を設けていただくということで、今、最終的な詰めをしていただいております。できるだけ3月中にはということでお話も聞いておりますので、また最終決まりましたら公表等お知らせさせていただきたいと思います。今の状況は以上です。

#### 大西委員

この高速道路のサービスエリア、パーキングエリア、あそこって非常に優遇されてて屋根までついてるんですよ。車いすマークがついた駐車場ってすごい広いんです。2台分ぐらいあるんですよ。そこに健常者がどーんと置くんですよ、みんな。それで、雨の日は傘を差さずに車を出られるとか、そういうようなことがあって、非常にもう全くでたらめな使われ方がしております。高速道路のサービスエリア、パーキングエリア、とりあえず今のお話だと、3月なのか4月なのかから以降ということで、県内8カ所のSA、PAでそういったパーキングパーミット制度の趣旨に沿った取り組み、どういうふうになれるかわかりませんが取り入れられるということで、ぜひとも推進していただきたいと思います。以上で終わります。

扶川委員

今、大西委員さんからもありました乳幼児医療費のことは、今回も請願が出ておりますけども、私どもは前から中学校卒業まで拡大してほしいということは求めてきたので、少し前進したということでそれは評価したいと思います。

時期のことは先ほどお尋ねがあったんで、その他ちょっと教えていただきたいことがあるんですが、現在入院、通院とも小学校3年生修了までなんですね。しかし、入院は6歳児から小学校3年生修了までは1レセプト600円の自己負担ですよ。私なんかは完全に自己負担ゼロにすればいいと思うんですけども、今回このあたりどういふふうにお考えですか。

左倉健康増進課長

今現在、自己負担につきましては通院3歳以上、入院6歳以上で1レセプト600円をいただいているところでございます。制度の安定的、継続的な運営のためには、一定額の負担は必要でないかと考えているところでございまして、自己負担のない制度につきましては、生活保護等でも問題になっておりますような過剰診療というふうな弊害も出てまいりますので、現在の制度を維持したいと考えております。以上でございます。

扶川委員

医療費を無料にしたら過剰負担になると。それはお医者さんの心がけの問題であって負担の問題とは違うと思うんですよ。考え方はわかりましたけど、完全無料化を求めておきたいと思います。

それから、これ実施した場合に全国的な徳島県の占める位置というのはどうなるんですか。

左倉健康増進課長

現在この制度につきましては、全国的に各都道府県の単独事業として実施されているところでございまして、現在、通院を中心に入院も加味して考えますと、全国第6位となっております。

(「それがどうなるんですか」と言う者あり)

仮に今、小学校修了まで拡大すると全国5位となるところでございます。

扶川委員

現在かかっている費用、適用人数、それが小学校6年生卒業までにしたら、どのくらいの適用人数と費用になるか教えてください。

左倉健康増進課長

まず、拡大により助成対象者は何人から何人になるかという御質問かと思えますけれども、現在の小学校3年生修了までの対象者は約6万1,000人ございまして、拡大後は約8万2,000人となりまして、拡大数は約2万1,000人となる見込みでございます。

それともう一つ、拡大に要する費用。これは県費ベースでの御質問かと思えますけれども、今年度当初予算

といたしまして、小学3年生修了までということで9億200万円余りをお願いしているところでございます。拡大に伴う必要な予算については現在積算しているところでございます。以上です。

扶川委員

中学校になりますと高学年になるほど病気にかからなくなる体力がついてきて、私は前に長野県の下條村へ行って、中学校まで無料化したらどのくらいプラスアルファになりますかと、ほとんどプラスアルファにらんのですよということを説明いただいたことがあります。ほとんどというのは言い過ぎかもわかりませんが、いっそこの機会に中学校卒業まで拡充することを検討されてはどうか。特に年少扶養控除が見直されたことによる県の増収分を充てたりするということもあり得るんじゃないかと思って、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたい。

左倉健康増進課長

先ほども大西委員からの質問にお答えしましたように、一応、県が考えておりますのは、知事から答弁がありましたように、小学校修了までを検討したいと考えております。

それとたゞいま、年少扶養控除が廃止されたことに伴って、その税収を上乗せすれば中学校まで可能ではないかというふうな御質問だったかと思いますが、保健福祉部といたしましては、子供たちが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組むことは非常に重要な施策であり、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところであります。しかし、年少扶養控除の廃止により拡大する個人住民税は地方固有の一般財源であり、その用途は限定されるものではないと考えております。以上でございます。

扶川委員

限定されないから使ってほしいということなんですけど。まあこれ以上議論しても恐らくそれ以上の答弁はないと思うので、要望にしておきたいと思います。

乳幼児医療のほうはそこまでして、きのうは3.11でございまして、災害関係についても少しお尋ねしておきたいんですが、県土整備委員会でも議論したんですが、地震動による災害防止には住宅の耐震化が一番大事なわけで、耐震化に当たって低所得者でも使える制度として耐震リフォーム制度というのがつくられた。なかなか数がふえないけども、私としてはぜひ強力に推し進めていただきたい。その障害になっている1つの要因が、高齢者の意識もありますが、やはり自己負担分の問題がある。特に低所得者では自己負担分がわずかであっても難しい方が出てくる。例えば四十、五十万円のベッドを購入しても25万円自己負担があるんでは、その耐震ベッドを買えないという人も出てくるんですね。

そこで、その自己負担分について何とかお金を工面できないか。生活福祉資金というのがありますが、例えば生活福祉資金をこの改修の際に借り入れできるように運用すればよいのではないかなと思うんですが、このあたりについてはどのようにお考えですか。

大西地域福祉課長

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業に対しての低所得者向けで生活福祉資金の貸付対象の件で



ざいます。このリフォーム支援事業に関する費用の自己負担につきましては、資金が必要な低所得者世帯として、生活福祉資金の資金種別の中で福祉資金の福祉費において、住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費という部分、対象経費がございますが、これで貸し付けは可能となります。

ただ、委員も御承知のとおり、この生活福祉資金の貸し付けについては、申請窓口である市町村社協また担当民生委員等によるその世帯の状況も調査し、県社協のほうにおいて運営委員会で検討審議というふうな手続はありますので、最終的には県社協において貸し付けの可否というのは決定されることとなります。以上です。

#### 扶川委員

これは朗報だと思います。生活福祉資金の貸し付けについては、一定それぞれの各県の社協の裁量権というのがあります。その中で全国に例のないこういう制度についても適用しようという姿勢は評価したいと思います。戸別訪問でリフォームを進めていくときに、自己負担分がないんだよという相談があったときに、いやこういう制度も使えますよということを積極的に周知いただいて、低所得者が命を守れるようにしていただきたい。なお言うならば、生活保護受給者も対象にしていきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは次ですが、災害時要援護者の問題ですが、事前の委員会の議論を踏まえまして、平成19年3月の災害時要援護者対策の進め方という資料などをいただきました。この中では、自主防災組織や自治会に要援護者の情報を提供することで避難や避難所運営に役立つんだけど、これを行政外の組織に提供するときには、守秘義務をどう確保しなければいけないかということが検討されております。具体的には市町村の条例に守秘義務確保の項目を盛り込むことや提供する情報自体を必要最小限にとどめること、あるいは同意がとれないような要援護者に対しては自主防に任せるんじゃなくて、行政が直接フォローしていくことなどが書かれております。もう一つ、内閣府の災害時要援護者避難支援ガイドラインによりますと、この情報の提供の仕方として関係機関の情報共有方式と、それから要援護者自身に登録希望の手を挙げてもらう手挙げ方式と、それから防災福祉関係者、自主防などが要援護者に直接働きかけをして情報を集めるというような方式がある。実際、県南部なんかではそういう要援護者を把握した自主防の方が地図落としなんかを始めております。

しかし、先日私どもは鳴門から松茂、北島、徳島市、小松島と回って、実施主体の関係者と直接お話を聞いて回ったんですが、ここ県北部では特に、まだその自主防にどのような情報提供の仕方をしていくかっていうことは具体化がされていないような印象を受けました。そこでこの際、自主防組織などが災害時要援護者の情報を行政の協力のもとで直接把握したり、情報提供を受けたりしたりして、あるいは適時更新をしたり、保管したり、活用したり、いろんなことをしなきゃいけないわけですが、これについて県としての既存の方針をわかりやすく整理して、自主防に提供する必要があるんじゃないか、あるいはそれぞれの市町村の担当者に理解を統一しておいてもらう必要があるんじゃないか、そのためのパンフレット等の資料をつくる必要があるんじゃないかと思いますがいかがですか。

#### 大西地域福祉課長

災害時における要援護者の支援策について、自主防災組織等との情報共有の話でございます。今、県のほうで市町村のほうにお願いといたしますか、進めていただいているのは、まず要援護者の把握ということで登録をするとともに、今、要援護者に対する支援ということで個別支援計画のほうも順次、市町村のほうで進めていただいています。そんな中で、今、委員からお話ございましたように、いろいろな方式はあるにせよ、なかなか情報共有が難しいという点は私どもも承知しております。今後、市町村のほうと協議もし、それぞれ地域によって実情も違ってくると思いますので、それで最も効果的な方法をどういうふうな形ですれば情報共有がスムーズにできて、最終的には要援護者の支援ができるかということについて、市町村と今後協議を重ねていきたいというふうに思います。以上です。

#### 扶川委員

わかりました。協議をしっかりと重ねていただいて、その成果をもとに自主防の方も特に責任者なんか、もらった情報を責任を持って、守秘義務を持ちながら管理しなきゃいけない。そのあたり、自主防の方にも渡せようような資料をつくっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それで、あと教育委員会関係と住宅課関係をお聞きしようと思うんですが、何しろもう 15 分ほど過ぎてしまいましたので、教育委員会関係のほうを先にお尋ねしたいと思います。少人数学級のことで、現行小学校3年生までを小学校4年生までに拡大するっていう方針を出されました。これによって新たに必要となる教員っていうのは何人になりますか。

#### 尾崎教職員課長

少人数学級についてのお尋ねでございますけども、定数を定める法によりますと公立の小中学校の教員定数につきましては、最終的には毎年5月1日現在の各学校の児童生徒数による学級数を基準として定数を算定するというようになっております。したがって、現時点での平成 24 年5月1日現在の児童生徒数を推計いたしました結果としてお答えをさせていただきたいと思います。

今年度、平成 23 年度からは小学校1年生に国のほうが 35 人以下学級を実施しておりますけども、本県として国に先駆けてこの 24 年度からは小学校4年生まで 35 人以下学級を拡大する予定としておりますけども、これまでの小学校3年生までの少人数学級の実施状況等を踏まえまして、新たな小学校4年生の少人数学級実施に向けては 20 学級程度が増加するものというふうに見込んでおります。以上でございます。

#### 扶川委員

20 学級増加すると担任は 20 人必要となってくるわけですね。前も少し議論したことがありますが、私が心配するのは、その教員数をふやさないままでやりくりをすることによって、県単の加配等に影響が出て、せっかく少人数学級ができたのに別の面でマイナス要素が出てくるのではないかということが心配なんです。そのあたりはどのようにお考えですか。

尾崎教職員課長

小学校4年生で少人数学級を実施する場合の教員数に対するお尋ねでございますけども、これも以前もお話しさせていただいたかと思いますが、本県に配置されます教員数というのは、まず1つが基礎定数という名称で呼ばれておりますけども、法に基づきまして県内の小中学校に設置される学級数に応じて一律に配置される定数、これが基礎定数でございます。

それとは別にもう一つ、加配定数と呼ばれておる定数がございます、少人数指導を行う場合でありますとか、いじめ、不登校など教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒への対応を行う場合など、地域でありますとか学校の教育課題に即して加算される定数、これが加配定数であります、こういった基礎定数及び加配定数、全体が本県の教職員の数として配置されるわけですが、この全体を県として調整する中で小学校4年生での少人数学級を実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

扶川委員

この調整の仕組みを事前にお聞きしたんですが、なかなか複雑で理解しにくかったです。ですから結論だけを要請しておきたいんですけども、とにかくにも現場で必要な特別支援の先生の加配とかいじめ対策であるとか、そういう現場が求めている加配に対して支障が出てこないように、支障が出るようだったら県単をふやしてでも、対策をとっていただきたい。そのあたりの姿勢をお答えいただきたいと思います。

尾崎教職員課長

一部繰り返しになるかもわかりませんが、基礎定数及び加配定数全体を調整しながら、来年度の小学校4年生の35人以下学級の導入につきましても、それぞれの学校が抱えております課題とか学校運営に支障が生じないように、各学校の事情を十分に踏まえて対処してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

扶川委員

それでは、そのようにぜひ御配慮いただきたいと思います。

あと1点、ちょっとこれは具体的な話ですが、先日、徳島市内のある県立高校でバスケの指導をしている男性教師から暴言を吐かれたという複数の保護者の方からの訴えを聞きました。その後、保護者と生徒が当事者の先生及び教頭先生と話をされた。ビデオを保護者の方にいただきましたので、見せていただいて自身を確認した上で指摘をさせていただきたいと思います。

ちょっと汚い言葉が並びますが、恐縮なんです、我慢していただきたいんですが、この暴言というのは練習中あるいは試合中に監督をしている教師から複数の生徒に対して投げられたものです。例を挙げますと、死ぬとか、おまえほんまに殺すぞとかいうのは日常茶飯事のことで、試合のタイムアウト時にパイプいすで生徒の腹を突いた後、軽く突いた後で首にこう突きつけて、おまえそんなプレーもできんのだったら殺すぞ、あるいはおまえ死んでくれんかな、殺す価値もないわとか、おまえがやめるかおれがやめるかどっちかだと。それから、生徒が残した日誌には教師の発言として、はあ、見てなかった、目つぶすぞこら、返事できんのかぼけ、おまえ次ピポット踏まんかったら足切り落とすぞ、おかまか、おいこらおかま、こっち見てくるな

かま、はげ、はげこら。こういうことです。あるときは、先生に対して返事をしなかったときに胸ぐらをつかんで数秒間揺すられて、心も体も人生もめちゃくちゃにしてやるぞ。練習も非常に厳しいものでして、生徒のノートには2時間連続で走らされた。しごきですね、昔の。過酷な練習で疲労骨折2カ所と病院で診断を受けて、休ませてもらいますと先生に申し出ると、おまえ引退まで休むつもりかということを言われた。

こういう暴言に耐えられなくなって、中学校からバスケが好きでわざわざそのためにその高校に来た生徒が退部いたしました。するとその後、教師はその生徒を引きとめるでもなくて、残った生徒の前でその生徒を脱落者と呼びました。ある生徒は総合体育大会の前日に、そんなことで死ななかつたら死んだほうがいいよと言われました。その日の夜は、その生徒の話ですが、翌日の総体のことよりも自分の命のことを真剣に考えたそうです。これは、明確には言えませんが、本当に生きとっていいんだろうかという気持ちに追い込まれたわけですね。

この話し合いのビデオの中で、教師はその生徒にどんな気持ちで言ったんですかということを探ねられました。で、先生はおっしゃってます。言葉が悪いのはわかってるけど、頑張ってもらいたいという気持ちだった。自分の今までのスタイルとしては、そういうプレッシャーをかけてプレッシャーを乗り越えてくるとよくなる選手が多かったから。ただ、どこまで生徒を追い込んだかという、それはわからない。そういう言葉遣いが生徒を傷つけるんだとしたら、それはいかんのだろうな。これ見ていただいたらそのまま載ってますから。そういう弁明をしております。

教師と生徒、監督と部員というのは対等じゃありません。片方が一方に対して強い権限を持っております。その地位を背景にして暴言を吐くのは、その意図がどうであっても許されないいじめでありパワハラであると私は思います。私は人権侵害であると思います。問題は、その基本的な人権感覚を持ってない教師が現場にいるんじゃないかっていう疑い。自殺にまで至らなくても、この例のように好きなスポーツをやめさせられてしまうように人生のコースを変えてしまうことがあります。そういうことを知りながら、多感な子供たちにこういう対応をするというのは、スポーツ部だから仕方ない、強くなるためには仕方ないということでは許されないと私は思います。高校のクラブというのは、やむなく人殺しの訓練をする軍隊とは違うわけですよ。私のところに訴えてきたお母さん方は、この教師に対して実は教師自身、教職をやめてほしい、しかしそこまでは先生にも人権があるんだから言わない、せめて後に続く部の後輩のためにも、バスケの指導、監督からだけは外れてもらいたいという話でございます。

これ事前にこんな話があるんだということを申し上げておきました。教育長さんはこういうことがあったということをもつては学校であったのか、報告を受けていたかどうか。そしてまた、その事実を知った上でどのように対応されるのか教えてください。

#### 尾崎教職員課長

ただいま、教職員の不適切な指導及び言動についてのお尋ねでございますけれども、教職員につきましては教職員による体罰を初めとしまして、不適切な指導あるいは言動等につきましては、これまでも機会があるごとに注意を喚起しているところでございます。本年度におきましても、県立学校の校長会でありますとか教頭会を初め、市町村の教育長会、校長会等におきまして、体罰は児童生徒の心及び体を傷つけるものであり、法律で禁止されている許されない行為であることを初めとしまして、またその他の不適切な指導あるいは

言動等につきましても、児童生徒に精神的苦痛を負わせたり人権侵害につながるおそれがあることなど、徹底した指導を行うように指示をしまいったところでございます。

今お話のありました事案につきましては、学校のほうから概略につきましては報告もいただいておりますが、個々の事例でもございますので、今後さらに事実関係等を学校、校長と十分連携して確認してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 扶川委員

よく調べてください。こういうものがありますので、必要でしたら提供いたしますので、事実に基づいて、私は別に先生をいじめたいわけじゃありませんので、正確な対応をしていただきたいと。で、本当に指導、監督をする立場にある教師として、適材適所といえるのかということを疑問を投げかけられてますから、それをしっかり受けとめて対処していただきたいと思います。

実は、徳島市内のある小学校でもある特別支援学級の先生が、障害のある子供を前に座らせて、いすの足を飛ばして、いすの上にあった物を払い落とすということをやりました。そのために、この子供はかなり長期間にわたって不登校になってしまいました。最近になって話し合いがうまくいきて、幸いこの問題は解決してるので、これ以上調査していただくと思わないんですけども、こういう人権感覚にかかわるような問題が次々、私のところに舞い込んで来ます。

前にも古田さんに頼んで取り上げてもらったことがあるかも知れませんが、修学旅行で恐喝の疑いをかけて、事実はそうでなかったんですが、その中学生をずっと修学旅行中、見学させた上に、親に連れて帰ると、沖縄から。こんなことをやった学校もあります。これもやり過ぎだと私は思いました。

で、もう一回、学校の先生方の間でこの人権の問題、パワハラの問題、子供の接し方の問題、きちんと意見交換して勉強する機会を設けていただきたいと思います。学校内のことは学校の中で解決して、可能な限り外部の人間の介入は避けるべきだと私は考えておまして、大阪の橋下さんみたいなやり方は、君が代を歌わないから首なんていうのは、とんでもないという意見であります。しかし、教育現場が閉鎖的になって、少し意地の悪い言い方をしますと、子供を人質に中で変なことをやって、身内同士がかばい合いしてるんじゃないかというような疑いを住民に持たせるようなことになってしまうと、ああいうとんでもない介入を合理化してしまうのではないかと私は思います。そういうことにならないように、生徒や保護者の訴えにきちんと耳を傾けて、是正すべきはきちんと当事者の中で是正できる仕組み、そして生徒や保護者の信頼を回復できる仕組みをこの際きちんとつくっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。研修のことも含めて、できたら教育長さんにちょっとお答えいただきたいと思います。

#### 福家教育長

先ほどのバスケットボールの指導、その具体的なその言葉、発せられた言葉についてお伺いしたのは実は初めてでございました。暴言があるというふうな情報は私のほうも報告がございまして、常々、体罰はもとより、その言葉の暴力ということも子供の人権を傷つけるものだということで、そういった面での指導というのは県教委として十分、意を用いてやっているつもりでございましたけども、いまだにそうした誤った指導感とこのを持ったままスポーツの指導を行う者がいるということについて、非常にじくじたるものを感じてるとこ

ろでございまして、また同じように先ほどの具体的な例として挙げられました人権感覚が疑われるような指導というのが行われているといったこともございました。

この点については、これまでも十分さまざまな形で研修を積んでおり、またコンプライアンス等も含めて、常々強く指導してきたところでありますけども、なお一層、今後ともそうしたことを念頭に指導に努めていきたいと思っております。以上でございます。

扶川委員

それではよろしく願いいたします。

そしたらちょっと時間がありますので、県営住宅の集約化のことでお尋ねします。集約化の対象となる 12 団地に現在住んでる住民が何戸だという、事前に県土整備委員会のほうで議論がございました、この間のですね。三百八十幾つでしたっけね、あとで教えてください。そのうち7割の人が新団地に転居を希望してるから新しい3団地には 300 戸を定数とする。では、その他のその差の八十何戸ですかね、これはどういうアンケートの中身だったんですか。

黒島住宅課長

昨年の夏に、現在入居しておられます、集約化対象となっています入居者につきましてのアンケートをいたしまして、ただいま委員からのお話がありましたように、約7割の方が新しい集約化される、新しい団地を希望されておられて、あと残りの方のうち既存の県営住宅を御希望される方が 43 世帯、それからその他に御子息とか兄弟、実家等へ希望される方、また県外等への希望、そういうアンケート結果でございました。

扶川委員

まず指摘しておきたいのは、もともと 12 団地は 800 以上の定数があったんですよ、戸数が。ところが、建てかえを予定して入居を制限したために、380 ですか、という戸数になった。入れ物自体は今回の集約で 500 戸ぐらい減ってしまうわけです。それでも実際にはまだまだ県営住宅の倍率っていうのは高いと思うんですよ。需要はあるのに減らしてしまう。私は、これはおかしい。前も指摘したことがありますけども、平均倍率は今どうなっているか。最低と最高の倍率はどうなっているか。団地名を含めて教えてください。

黒島住宅課長

空き住宅の募集の状況でございますが、直近でお話しさせていただきますと、この2月の募集状況を説明させていただきますと、全体、募集に対しまして、36 戸に対しまして、227 人の応募がありまして、倍率といましては 6.3 倍となっております。それで、このうち 20 倍を超えた住戸が2戸あった一方、1倍の住戸が3戸、また申し込みもなかった住戸も3戸ございまして、団地間でのばらつきがございます。

それから、ここ何年間の平均倍率をちょっと御報告させていただきますと、平成 16 年度は 7.85 倍あったものが、17 年度が 7.3 倍、18 年度が 7.02 倍、19 年度は 6.4 倍、20 年度は 6.39 倍、21 年度は 6.75 倍、22 年度は 5.98 倍、23 年度、今年度でございますが、6.6 倍という状況でございます。

県営住宅につきまして、立地とか築年数等によりまして特定の住居に応募が集中するというような傾向も

ございまして、できるだけ入居の抽選会等におきましても、特定の住戸にこだわらず空き住戸の再募集等の機会も活用いたしまして、できるだけ困窮する方への入居ができるようにやっております。以上でございます。

#### 扶川委員

民間の住宅でだぶついとるところがあるのは事実ですけども、民間の住宅はやっぱり高いですよ。1万円ぐらいからあるような公営住宅とは比較になりません。どんな安いところでもふろ、トイレ共同のところでも1万5,000円ぐらいからですもん、民間住宅だったら。そういう実情の中で需要はあるんですよ。6倍以上、こことこ横ばいですよ、ずっと。県営住宅が倍あったって、倍は言わないけど募集戸数が2倍あったって3倍あったっていけるだけの6.何倍っていう倍率ですよ。その中で大幅に戸数を減らすのはどうかという疑問があるということを指摘しておきたいと思います。

それから1つ心配しているのは、新しい団地に変わりたいという希望を出している7割の住民のうちで、家賃滞納者がどのくらいいるのか。家賃滞納者は希望があってもちゃんと移れるのだろうか。私の意見としては、福祉的な側面を持つわけですから、県営住宅というのは、滞納が仮に一遍に払いきれなくても、こつこつ約束どおり分納して納めているような住民には希望をかなえてあげるべきだと思うんですが。そのあたり、どのように配慮するかということをお尋ねしたいと思います。

#### 黒島住宅課長

ただいま御質問がありました現在入居しております383世帯のうちで、3カ月以上の滞納がある世帯は28世帯となっております。そのうち高齢者世帯が19世帯という状況となっております。それで、家賃滞納者の方で新しい住宅への入居を希望される方につきましては、滞納を解消した上での入居ということを考えておりまして、そのために県といたしましても、今後とも入居者個人個人の状況に合わせて、きめ細かな滞納指導を行っていきたいというふうに考えております。

#### 扶川委員

もう時間がないので最後にしますけど、個人個人の状況に応じてとおっしゃいましたけど、それはそれでいいと思うんです。悪質滞納者に、100万もためとる人とか何十万もためとる人に、ちょっとずつ返していくから、おってもいいよというのは、そりゃちょっとやり過ぎかもわからんです。しかし、3カ月以上滞納者が28戸あるけども、頑張ったけども、その移転の時期までにどうもならなかったという人たちには、ぜひ個別の相談に乗って、追い出してしまうようなことがないように希望に沿ってあげていただきたいということを強く要望して終わります。

#### 岩丸委員長

午食のために委員会を休憩いたします。(12時16分)

岩丸委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時17分)

質疑をどうぞ。

樫本委員

説明資料(その3)の4ページ。母子福祉費というところなんですが、①の母子福祉等対策費の中でひとり親、そして母子、母子、母子、ひとり親とこう続くんですが、ひとり親と母子の違いはどのようなところにあるのでしょうか。

塩見こども未来課長

樫本委員さんからひとり親と母子との違いはということで御質問いただきました。ひとり親の場合は母子家庭それから父子家庭等を含んだ形でひとり親というような呼び方をいたしております。

樫本委員

そしたら、これは表現として、すべてをひとり親とするほうがいいんじゃないかと思うんですが、あえて母子という表現を使わなくてはならないのかどうか、そのあたりをちょっと聞かせていただきたい。私はひとり親でいいと思うんです、表現としては。

塩見こども未来課長

この中で母子世帯という表現を使っているところにつきましては、母子のみを対象といたしております、これは母子寡婦福祉法、法に基づくものがほとんどなんでございますが、母子だけに限っております、父子には該当しないという部分については母子というような表現を使っております。

樫本委員

今の説明からわかるように父子家庭には適用されないいろんな福祉サービスがあるということですね。よくわかりました。それでは次の本論、言いたいほうに入ります。

去る1月6日の新聞報道によりますと、父子家庭にも遺族年金、厚労省通常国会法案提出へという見出しで、遺族基礎年金の支給対象の見直しに着手したということでございました。現在では、夫を亡くした母子家庭だけに支給されておりますけれども、妻と死別した父子家庭にも拡大する方向で年金改正関連法案の調整に入ったと報じられておるわけですが、遺族年金の男女差別解消については今、政府が行っております社会保障と税の一体改革の中でも議論されているようでございます。そこでまず、国で今議論が進んでいろいろ調整されております遺族基礎年金の見直しについて、現段階ではどのような方向になっておるか、県が把握している範囲内で説明をいただきたいと思います。

塩見こども未来課長

ひとり親家庭をめぐる環境が以前に増して厳しくなっていることにつきまして、私ども痛感いたしていること



ろでございます。国におきましてもそのような中、今回報道もございました遺族基礎年金につきましては1月6日の、おっしゃるように社会保障・税の一体改革の素案の中でも、遺族基礎年金については母子家庭には支給される一方で、父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、また支給要件の判定基準を適正化すべきといったような指摘があることにかんがみまして、具体的な法的措置について検討するとされたところでございます。

その上で、去る2月14日に第11回の社会保障審議会年金部会がございまして、ここでは遺族基礎年金見直しの具体的制度設計といたしまして、支給対象を子のある妻ではなく子のある配偶者とすること、また父子家庭に支給対象を拡大するが、被扶養者である第3号被保険者いわゆる専業主婦が死亡した場合には遺族基礎年金を支給しないこととすることなどが議論されているというふうなことを承知しているところでございます。

#### 樫本委員

国の動きについてはよくわかったんですけども、それでは次に、そもそもひとり親に対して県はさまざまな政策を行っておりますけれども、その中でとりわけ父子家庭に対する施策についてどのような方向で取り組んでいるのでしょうか。

#### 塩見こども未来課長

県では母子及び寡婦福祉法の規定によりまして、平成22年3月に徳島県ひとり親家庭等自立促進計画を策定いたしまして、この計画に基づいてひとり親家庭や寡婦の自立促進に向けた施策の推進に取り組んでいるところでございます。この計画を策定するに当たりまして父子家庭に対してもアンケート調査を行いました。その結果、父子の方の希望する施策といたしまして、父子家庭に対する経済的支援が最も多くて81.3%を占めておりました。父子家庭については既に家庭の担い手として就業していた場合が多いことから、平均年収で申しますと328万円となっておりますが、平成20年国民生活基礎調査では全世帯の1世帯当たりの平均所得金額が556万円ということでございまして、これから申しますと6割の水準ということで、経済的な問題を抱えている父子家庭がふえているというふうな実態でございます。また、父子家庭においては子供の養育や家事等、生活面での困難も抱えており、子育てや家事等の支援が求められているような状況です。

こうした父子家庭を取り巻く環境が厳しい現状にかんがみまして、徳島県ひとり親家庭等自立促進計画の中では、基本目標の1つに父子家庭支援策の推進を掲げているところでございまして、ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施ですとか、児童扶養手当の支給、また情報提供や相談事業などに県として取り組んでいるところでございます。

#### 樫本委員

今の答弁によりまして、父子家庭にも支援計画を立てて経済的ないろんな支援をやっておりますということでございます。

そこで、これは父子、母子両方の家庭、要するに総合的に含めたひとり親家庭に対する事業の概要という一覧表をいただきました。平成23年度、母子家庭、父子家庭のどんな支援があるのかという概要について

の説明のペーパーをいただいておりますが、ここに書いてある支援も母子家庭はすべて支援されております。20 ぐらいありますので一つ一つ言うのは控えますが、その中で父子家庭では母子寡婦福祉資金の貸し付け、父子の福祉資金の貸し付けはございませんね。それから、父子所帯小口資金の貸し付け、こういうサービスもない。それから、母子家庭就業活動サポート事業というのは母子家庭にはあるんですが、父子にはこれがない。あと、まだないのが3つも4つもあるんですが、これはやっぱり昨今の非常に厳しい経済情勢を考えてみますと、父子家庭にもやはり手厚い母子家庭と同じだけの支援をすべきと私は思っております。

非常に男性というのは女性と違って家庭力にまず欠けます。ここに並んでいらっしゃる部長さんには家庭力のある方、ぼつぼついらっしゃるんですが、あまり男性というのは家庭力はございません。そういう面では子育てをする上においては、男性というのはハンディがありますし、能力的にも私は低いと思います、女性に比べて。そういう意味で、しっかりと父子家庭にも支援をすべきだとこんなふうに考えておりますがどうでしょうか。これに対する御意見、御感想。

塩見こども未来課長

榎本委員さんから現下の厳しい経済状況の中でひとり親家庭、大変なんじゃないかというようなお話をいただきました。私どもも先生と同じ認識を持っております。先ほど1世帯当たりの平均所得水準が父子家庭が平均の6割水準ということを申し上げたんですけど、母子家庭はちなみに225万円ということで4割水準というような状況になっております。こうした中で、ひとり親家庭の支援というのは今後しっかりもっと充実していかなくやいかんというような認識を持っております。

それで、先生の今のお話の中に出ておりました遺族基礎年金等のお話を含めまして、今後、国の議論の動向を十分注意していかねばいかんというような認識を持っております。

榎本委員

今、課長さんも父子家庭にもしっかりと支援を行っていく必要があるという認識であるというふうに申されました。

そこで委員長、これ議会として、きょうこの委員会からまず意見書を国に対して、この施策、父子家庭にも子育てをすることがしっかりとできる母子家庭並みの環境をつくるということで意見書をぜひ出したいと思うのですが、これをぜひ皆さんに諮っていただきたいと思います。項目についてまたいろんな支援策があるのですが、それはまた話し合いの中で入れていったらいいと思いますので、よろしくお願いします。

岩丸委員長

小休します。(13時32分)

岩丸委員長

それでは再開いたします。(13時33分)

だいたい、榎本委員から父子家庭への支援について、当委員会から国に対し意見書を提出願いたいとの提案がありました。本件についてはいかがいたしましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、各委員にお諮りいたします。この際、当委員会として父子家庭への支援について意見書案を議長あて提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。意見書の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、文案は正副委員長に御一任願いたいと思います。

それでは、続いて質疑をどうぞ。

黒川委員

委員長、この間、経済委員会で配付された資料を配付してほしいんですが、いいですか。

岩丸委員長

いいです。

黒川委員

商工労働部のほうの付託委員会で出された資料をコピーして配付させていただきました。第9次の徳島県職業能力開発計画、未来の徳島を支える産業人材育成という中間取りまとめの資料でありまして、これは今年度末、3月末に確定する資料でありまして、その中の一部の抜粋であります。この資料が立派にっていうか、わかりやすく書かれておりましたんで、それを使いながら質問させていただきたいなと思っております。

このとおり、1920年から2025年までの将来推計も含めて書かれてます。推計で2025年、今から13年後には人口が70万人になるんだと、2020年には73万人だということの推計であります。これが推計によって出ているわけですが、この推計のやり方は合計特殊出生率が何ぼで推計しとるんかということもあるんですが、これは合計特殊出生率は幾らで推計しとるんですかね。

兼松労働雇用課長

人口の現状についての御質問でございます。第9次の徳島県職業能力開発計画の中の資料でございますが、これにつきましては総務省の国勢調査、それと県の統計調査課の資料、それと国立社会保障・人口問題研究所の資料によりまして推計した数値でございます。以上でございます。

黒川委員

いや、私は合計出生率が何ぼで推計しているんかということ……。1.35ですわね、推計のこれでは。まあ、それはそれで。その次のページにこれまたすごい状況で、1955年の14歳までの人口と15歳から64歳までと65歳以上のを図示したやつがあるんですが、1955年にはこれは労働者人口ですが、15歳から64歳に対して65歳以上の人の割合が58.2に対して7.1だったのが、2025年には55.5に対して34.7という形

です。簡単に言えば、1955年には8人に1人強ぐらいで高齢者を支えていたと。それが2025年にはこういった形で、2にもいかんぐらいになるということだね。2人に1人もいかんような形になるということはこの図は示しているわけでありまして、大変なこの人口減、そして高齢者の爆発的な増加ということはこの図が示しているわけでありまして、こういう示し方とかいろいろあるんですが、これが一番よくわかって、第9次の徳島県職業能力開発計画の中で出されてたということです。

そんな中で、人口の少子化、高齢化の問題に対して、徳島県では2025年には70万人と推定すると推計人口に出しとるわけですが、こんなことがありながら、今、徳島県の合計特殊出生率がことしは全国平均が1.39で徳島県が1.42であると、6年ぶりに云々ということを午前中の大西委員さんの話で全国平均を上回ったということをおっしゃっていましたが、この合計特殊出生率が全国平均が1.39で徳島県が1.42になるわけですが、全国平均から比べたらそういった形で徳島県の順番、一番高いところから一番低いところほどかかっているのを高いところと低いところと徳島県の位置はわかりますか。

塩見こども未来課長

黒川委員から平成22年の合計特殊出生率の全国順位の御質問をいただきました。全国平均はおっしゃるように1.39でございます。その中で上位5県を順番に申し上げますと、1位が沖縄で1.87、2位が島根県で1.68、3位が宮崎県、2位と3位が一緒でございます、宮崎が1.68で島根と一緒にございます。それから4位と5位がやはり同じでございます、熊本と鹿児島が1.62ということでございます。徳島県が1.42ということで全国で33位という順になってございます。

(「一番下は」と言う者あり)

失礼しました。一番低いのが東京ということで1.12でございます。

黒川委員

この人口の減少に歯どめをかけるためにはどのぐらいの合計特殊出生率がいるんですか。

塩見こども未来課長

人口規模を保つために必要とされる水準は2.07ということになってございます。

黒川委員

ということは、徳島県が1.42ということは2.07に及んでないということに帰結するんですが、そういう意味で考えたら、先ほど皆さんのお手元に配った人口推移からして、この合計特殊出生率の話で言えば、推計を1.35ということを出していますが、徳島県は1.42でありますから少しは上回っておりますが、こういうことに対して少子化対策をどういうふうにしつかりやるかと。先ほど言った1番、2番、3番、沖縄、島根、宮崎、熊本、鹿児島とか福井とかずつといくんですが、徳島県は順番でいうと33番目で1.42ということになるんですが、この少子化対策をしつかりやらなければ、高齢化対策も大事であります。少子化対策をしなければ、ますます県の人口が減っていく。そしてなおかつ、高齢者を支えるマンパワーが将来なくなると。

これはもう少し言えば、私のところでは小学校が休校、廃校へどんどんどんどん進んでいって、最後は三

好の3校ある高等学校が事実上1校になるというところまで今、追い込まれつつあると。昔、子供が少ないということで幼稚園や保育所の先生が要らんようになるよ。小学校が要らんようになった、中学校が要らんようになった、高等学校がと。旧池田町でいえば、池田第一中学校と池田中学校があって、池田中学に新制中学ができて、こしの卒業生がなんと121人。合併して121人しか中学校3年生が卒業しないんですが、本当にこれが大人になっていくわけですが、そういう意味で地域が寂れるということは子供がおらない、子供がおらないから、ますますそういった形であらゆるところに経済の疲弊を起こしている。最後には大学が閉鎖するということになってくる。それだけじゃなくて、働く人口が減ってくる中で、8人に7人に1人で高齢者を支えてきたのが2人で1人とか、1人で1人を支えと。そんな形に推移していくということはだれの目にも明らかであります。この少子化対策をしっかりとやらうしかないんですが、徳島県の少子化対策がやられとるんですが、そこに弱いというか、もっとしっかりとってほしいなという思いもあるんですが、どうですか。

#### 塩見こども未来課長

黒川委員さんから今、少子化のお話をいただきました。少子化の主な要因といたしましては、未婚化それから晩婚化の進行、夫婦の出生力の低下などが挙げられまして、その背景といたしましては、結婚や子育てに対する価値観の多様化、また厳しい雇用状況による経済的に不安定な若者が増加していることと、また仕事と子育てを両立できる環境整備をもっと充実しなければいかなん等々、さまざまな要因が重なり合っているところと考えております。

そういったことから、県におきましては平成17年3月に徳島県次世代育成支援行動計画、徳島はぐくみプランの前期計画を、また22年3月には後期計画を策定するとともに、庁内の部局横断的な組織でございます少子化対策の企画員室を設置しまして、乳幼児医療費の助成制度の対象者の拡大、また子育て支援活動者を支援する拠点として平成18年には徳島県子育て総合支援センターみらいを設置いたしました。また、不妊治療の経済的軽減を図る不妊治療費助成事業、さらには未婚男女の出会いの機会を民間の方々が行っている活動の後押しをやらせていただく等々の少子化対策について、全庁を挙げて部局横断的に計画的、総合的に取り組んでいるところでございます。

#### 黒川委員

昔に私が当選したころに見合いとか結婚相談所とかそんなものをつくってやったらどうかって、いろいろ言よったときは、こんなものを県がつくるべきもんじゃないというように言われよったんですが、最近はそのままで、未婚男女の出会いの場まで踏み込まなければ、どうにもこうにもならんようになったのが今の状況だと思ってます。乳幼児の医療費の無料化とか出会いの場の設定とかやれることを一生懸命やっていることはわかるんですが、横断的に企画員室での議論とかいうことも、これまたそこまで来たなという思いはしたんですが、風土によって違うんだということになれば、一言で終わる。

東京都が合計特殊出生率が一番悪い。東京都の合計特殊出生率が一番低いつて言うけれど、子供が一番生まれてない。しかし少ない中で独居老人が一番、東京が多いんですわね。これまた非常に大変なことを表しておると思うんよ。赤ちゃんの一番生まれてないのは東京都やと。しかし独居老人の一番多いのも東京都やと。これまた将来、危うい状況が大都会で起こっているということなんですが、これを少子という問題

で考えたら、子供がどんどん減っているのは過疎地であるという、そら大都会でも減っている、東京なんかは減っているわけですが、ここの企画員室で議論されているのは去年の3月からやられておるといわけですが、ここはどの程度、議論されてるんですか。

塩見こども未来課長

全庁横断的に組織しております企画員室についてのお尋ねをいただきました。今年度でございますが、先ほど申し上げました徳島県の徳島はぐくみプラン後期計画の進捗状況について企画員室において確認するとともに、これまた議論が上がっております本県の合計特殊出生率等の推移についても中で検討いたしていただくところでございます。また今年度、未来を担っていく若者づくりに力を入れていこうということでございまして、新規事業といたしまして23年度若者未来創造塾ということで、20代の大学生とか社会人の方にこれから徳島のリーダーとなっていただくような新規事業をこの部局横断的な企画員室で連携して推進してまいりました。

それで、新たな取り組みとしては県職員、20代から30代の職員が1,000人程度いるんですけれども、そういった1,000人の20代、30代の職員を対象としまして、結婚意識調査についても今年度実施しております。現在その結果を分析しているような状況でございます。

黒川委員

そしたら、企画員室ってのはどのくらい1年間に開催してるんですか。

塩見こども未来課長

年に3回、開催予定してございます。

黒川委員

できたのは平成22年だったのかな。

(「はい」と言う者あり)

3回が豊富か少ないかというのはよくわかりませんが、議論としては1時間で終わってるんか、1日かかってるんですか。

塩見こども未来課長

まず済みません、私のさっきの答えがよくなくて。企画員室がいつ設置されたかということなんですが、19年に少子化対策推進企画員室というのを設置いたしまして、20年度から名称を少子化対策企画員室という名称にして20年度、21年度、22年度、23年度ということで続いてきてございます。

今、黒川委員さんからいただきました会議の時間でございますが、大体2時間程度やるときもございまして、それからここの2回目の企画員会議については、先ほど申し上げた徳島県職員の結婚意識調査について、どういう形でやろうかということで、県のインターネット、県のメール会議ということで、企画員の皆さんそれぞれメールでアンケートをどういう形でやったらいいかということで、メールで意見を交換し合うような、

半日かけて半日の間にメール、ウェブ上で県のインターネットの回線を使いまして、そういったメールでのやりとりをしながら会議を開催、新しいやり方でやったということでございます。

小森保健福祉部長

ただいま、こども未来課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、昨年の5月であったかと思えます、少子化対策の企画員室、これを今まで以上に活性化しなければならないということで、私みずからこども未来課のほうに指示いたしまして、ただ単に施策をとめてホッチキスする、あるいは年に一、二回の会議では、そういうことではなかなかこの庁内のコンセンサスは得られないということで、活性化をなさいということを示したところであります。先ほど課長のほうから県職員の意識調査のお話が出ましたけれども、そのことについてもそういう中から生まれたものであります。

先ほど年3回というふうなお話もございましたが、それは全員が集まってする会議でございまして、企画員室というのは常にそれぞれ連絡をとりながら、事象、事象のことで相互連携をとりながら業務を進めていくというものでございますので、全員集合の会議が3回ということで、日々日常的な業務を通じてお互いに情報交換をし、これこれこういうふうな機会をとらえて、おたくのほうでもPRをしてくださいというふうな取り組みをしているところであります。

企画員室を設置しているからには、これの実効性を上げなければならないということで、昨年の5月に指示をさせていただきます、なかなか成果は実現というままでに至ってませんけれども、こういう先ほど委員のほうからお話もございましたように、人口減少の中、特に24年の1月1日の推計人口では78万人を割り込んだというふうな状況もありますので、今まで以上に保健福祉部が音頭をとり、各部の連携を図りながら総合力をもって少子化を何とか食い止めていけるような施策を打ち出していきたいと考えております。

黒川委員

部長が力を込めて、私が先頭に立ってホッチキスでない会議をやるというぐらいの話をされましたが、本当に商工労働部の推計人口を見たときに、もっといえば私は県西部の中で小学校がどんどん、中学校がどんどん減っていく、高校まで1校にせざるを得ない状況まで追い込まれている。この真ただ中におる中で、赤ちゃんは何とか産んでほしいな、育ててほしいなという思いが強いわけですが、そういった面で県総体としても、今言った人口推計が出ているわけでありまして、この企画員室がつくられて、最終的には結果ですわね。結果が、こしは初めて全国の1.39の平均を上回って1.42になったということは1つの表れだろうと、成果だろうというように評価いたしますが、ぜひそうした意味で、この人口の減を反転攻勢という、2.07ですね、現状維持が。もっとふえれば2.1以上とかいうようになるわけですが、そういった意味で1.39を2.07にどうもっていくかとかいったことも含めて、企画員室が機能し、そしてそれが部局横断的なそれぞれのセクションで活性化していく。

これはすべて、商工労働部のほうだけで雇用をどうするかという問題にも入っていくし、そしてワーキングプア、官製プアをどうするかという問題にも入っていきますし、ディーセント・ワークという問題にそこに行き着くわけですから、ぜひしっかりとというか、今までも頑張ってくれたんだろうけど、さらに頑張ってもらいたいなと。部長が次、変わったら閑古鳥が鳴いたんでは困るんですよ。そういった意味でも、新年度に向けてぜひ

奮闘してほしいなということを述べておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にいじめ問題ですね。これ、虐待問題が法務省の統計で、昨年1年間に全国では前年比 21.8%の増、3,306 件、子供の虐待が全国で対前年比 12.2%増の 865 件増ということで、法務局、人権侵害事件の報道をしています。この中で、特に東日本大震災 3.11 以後、子供のいじめとか虐待とか等々が大きく伸びたというか悪化した要因ではないか。過去最多の要因ではないかと言われてますが、福島、宮城、岩手、東北とは直接的には私たち徳島県は関係ないですが、徳島県の虐待、児童虐待、教育委員会もいじめの問題があるわけですが、先ほど午前中で扶川さんから問題が提起されましたが、この虐待、いじめについて県の状況はどうなっていますか。

#### 塩見こども未来課長

県内の虐待の状況についての御質問をいただきました。県ではこども女性相談センターのほうで虐待の対応を行っておりまして、その対応件数について申し上げますと、委員がおっしゃるように件数は伸びてきておりまして、平成 20 年度の対応件数が 391 件、それから 21 年度が 401 件、昨年度、22 年度が 444 件ということでございます。今年度、1 月末時点の数字が今、手元にございまして、これが 332 件ということで、昨年度がこれまでで一番多かったんですけども、昨年度ほどは行ってないんですが、おっしゃるように数字的には高いところの数字で推移しているというような状況でございます。

#### 秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、黒川委員から本県のいじめの認知件数ということのお話ございました。過去5年間で申し上げますと平成 18 年度 539 件、平成 19 年度 584 件、平成 20 年度 395 件、平成 21 年度 448 件、そして平成 22 年度 408 件でございます。平成 22 年度で見ますと前年度比 40 件減、率にして 8.9%減少となっております。以上でございます。

#### 黒川委員

虐待のほうは残念ながらふえてきている。今年度については今のところまだ確定してないですけど、22 年度まではふえてきていると。学校のほうは少し早い段階から減ったなど。408 件、21 年度に比べて 448 件が 408 件、40 件ぐらい減るとるわけです。虐待が全国的に激増しとる中で、徳島県はこれもふえてるという状況であります。平成 23 年度は今のところ結果が出てないですが、瞬間的な推計では前年度に比べて減るんではないかというお話ございましたが、特にこの中で虐待の状況で、この身体的とか性的とかネグレクトとか云々あるんですが、そこら辺についてはどんな内容ですか。

#### 塩見こども未来課長

虐待の内訳についての御質問をいただきました。先ほど、今年度の1月末時点での件数が 332 件と申し上げました。その中で件数、ウエートの高いものとしたしまして、一番高いのが心理的虐待ということで子供さんの前で暴力、DVがあったりとかというような心理的虐待が 154 件ということで最も多うございます。続きま



して、身体的な虐待が101件。それから、子供に食事を与えないとか子供を無視するとかいったネグレクトと言われているものが69件という順序になってございます。

黒川委員

今の数字で、もう少し地域的な問題で見れば、それぞれの児童相談所ですか。徳島市内だけであったのが穴吹のほうにあるとか、こう地域的にあるんですが、地域的な状況でやはりどこが、数字的には当然県央が多いのはわかっただけですが、伸びというか、各出先というか。穴吹にあるんでしょ、児相が。県下に何カ所あるんだっただけかな。

(「3カ所」と言う者あり)

3カ所やね。3カ所ある中で、この地域的な伸びはどうか。状況は。

塩見こども未来課長

済みません、手元に細かいデータはないんですけど、方向としてはやはり委員がおっしゃるように都市部が件数が多くなっております。3つセンターございますが西部、南部については件数的には件数のウエート、それから伸びについては、傾向としては県全体として先ほど申し上げたように伸びる傾向にあるんですが、ウエートの的には圧倒的に都市部が多いような状況がございます。

黒川委員

人口が、特に少子化が進む中で虐待が顕著にふえてきたのか、顕在化したのかということについてはいろいろ意見があるところですが、今の社会情勢、経済情勢等々見れば、弱肉強食の形が子供のところまで、乳幼児のところまで行って、親が子供を虐待する。ネグレクト、それから等々の問題が起こっている中で、子供が少なくなっているのに虐待がふえているという状況が、この統計上はそう出てくるんですね。それは、かつてそんなことは結構知られてなかったから顕在化してなかったんだという理屈もあるわけですが、そうはいっても法律ができて、ずんずんふえてきている状況があるわけで、この問題に対してやはり対応は確かに非常に難しい。家庭の中での出来事であるので、どこまで踏み込めるのかといったような問題もあるわけでありまして、そんな中で虐待がふえている。

そんな顕在化している状況があるんですが、児童虐待について丁寧な、これは県の職員はどんどん減らしていったまわね。減らしていったらやけど、そういった問題は現場の段階での数字がふえている。これに対応できる職員っていうのはどんなですか。十分できよっていか、そこら辺についてはどんなんでしょうか。

小森保健福祉部長

先ほど、塩見課長のほうから児童虐待の現状を答弁させていただきました。非常に高どまりの状況にあるというふうに認識いたしております。中央こども女性相談センターを初め、西部と南部のほうにも2カ所設けております。やはり現場に戦力を投入すると、非常に言葉は適当でないかと思いますが、やはり現場重視でいくという考え方で臨まないと、DVであったり、児童虐待はなかなか未然に防止できない、あるいは解決で

きないというふうに認識いたしております、こういったことにつきましては人事課、企画総務部のほうにも粘り強くお願いしてきたところでございまして、実は23年の5月にございました定期人事異動におきましては、中央子ども女性相談センターのほうに2名増員していただいたところでございます。また、徳島学院のほうにおいても増員していただき、企画総務部のほう、特に人事課のほうでもやはり児童虐待あるいは少年非行等については、県として取り組む必要があるということで人員配置についても御理解を賜っているところであります。

特にこういった事業所、事務所におきましては、やはり心理職だったり福祉の経験がある人、そういった人材、対人サービスでございまして、そういう観点からの人事配置を行っていただくよう、これからも粘り強く人事課あるいは企画総務部のほうに当部からお願いをしまいたいと考えております。

黒川委員

この虐待でいえば、施設の中での虐待というのはどんな状況にありますか。

塩見子ども未来課長

施設ということで児童養護施設、県内に7つございまして、約300人の児童を措置しているような状況でございます。そういった子供さんの中で、やはり虐待の経験がある子供さんが非常にふえてきているということで、情緒的に発達障害を持っていらっしゃる子供さんのウエートがふえてきてございまして、2割近いような方がそういった発達障害を持っていらっしゃるというようなことで、委員御指摘のようにそういう被虐待の体験を持った子供さんがかなりいるのが実態でございます。

黒川委員

もう時間がなくなったようですが、最後に、これはまだ閣議決定されてどれぐらいもならん法律案が国会へ上程されて云々という問題が今あろうかと思っています。それは新型インフルエンザに対して全国民に予防接種、強毒性の場合ですね、全国民に予防接種をさすんだということが言われてます。閣議決定が3月9日ということになってますが、これは早ければ来年度から、対象は全国民にインフルエンザの予防接種をするという、強制ではありませんが任意でそういう形にするんですが、この問題について法案は閣議決定されて国会に上程されているが、まだ審議真っ最中っていうんかね、進行形であります。

この問題について結構、影響力っていうんかね、国、県、市町村はこれについて全部責任を持たないかと、本人はただで予防接種を任意で受けられるということになっとうようですが、それについてのホットな中身がわかれば開陳していただければと思います。

左倉健康増進課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法案に関する御質問と思いますが、去る3月9日に閣議決定して、衆議院に提出されている状況で、詳細のところはまだわかっておりませんが、大まかな新聞情報等を通じたものも含めて簡単に申し上げますと、趣旨は新型インフルエンザの脅威から国民の生命財産を保護し、国民生活及び国民経済の安定を確保するというところでございます。

この新型インフルエンザと申しますのは一応、強毒性のインフルエンザを考えておきまして、過去でいいますとスペインインフルエンザのようなものでございます。これは国におきましての行動計画で、国全体での死者が最大 164 万人、本県においては最大 5,000 人、これは単純な人口割でございますが、そういった強毒性のインフルエンザがWHOにおいて流行を確認した場合に発動するような予定でございまして、普通のインフルエンザとは違います。それがまず1点でございます。その場合、政府は対策本部を設置し、国民の健康や生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあるときは首相が緊急事態を宣言する。期間は2年以内で区域等、概要を公表するというところでございます。

これに対する地方の関係でございますが、都道府県、市町村は対策本部を設置する。病院が足りない場合、知事は土地や建物を借りて臨時的医療施設を設置することができる。それから、知事が区域を定めて住民に不要、不急の外出の自制を要求できます。これは期間は 10 日から2週間ぐらいを想定してまして、学校や人が集まる施設の使用制限を要請することができます。正当な理由がないのに応じないときは制限を指示できるということになります。

それとワクチン関係でございますが、法律で規定する行動計画に 2013 年度、平成 25 年度中のワクチン生産体制、1 億 3,000 万人分を掲げるようにしております。現在、有精卵でつくっておりますワクチンを細胞培養法という方式に移行する予定で進んでおると聞いております。

それから、予防接種は原則、全国民を対象といたします。これは平成 23 年9月に定めた行動計画の中で、すべての国民が予防接種を受けることができる体制の準備を進めることとされていることに基づくものでございます。行政は接種を奨励し、費用を負担します。国民に接種の強制はございませんが、努力義務を課されるということでございます。

それから、予防接種の費用等につきましては原則、国2分の1、都道府県、市町村がそれぞれ4分の1でございまして、国は地方公共団体の支弁額の標準税収入に占める割合に応じて 100 分の 50、100 分の 80、100 分の 90 の割合で負担するとなっております。ただ前回、平成 21 年 12 月に実施、新型インフルエンザになったときに国民の皆さんに受けていただいたときは単価的には高いといいますが、1回、初回が 3,600 円、2回目、2,550 円の 6,150 円だったという状況でございます。ただ、今回につきましては前回と違って、細胞培養法による製造コストが低減されるだろうということと、地方の要負担の割合が先ほど言いましたように5割から9割というふうに低減されておる状況でございます。そうしたことから、どの程度の費用が要るのかにつきましては今後の法案の動向を注視したいと考えております。以上でございます。

黒川委員

これは法律が通った後、そういったようなもろもろのそういう問題が緊急事態の宣言という形の中でいろいろな措置がとられると。不要、不急の外出も自粛せいか。これ1つだけおもしろいのが、埋火葬の特例というのがあるんですね。これはどんなことですか、わかるで。

石本医療健康総局次長

現在、国のほうから示されております法案の概要の中で、埋火葬の特例等につきましては、厚生労働大臣が埋火葬を円滑に行うことが困難になった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の

必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例を定めることができる。

また、都道府県知事は、埋火葬を行おうとする者が埋火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害発生の防止の必要があると認めるときは、埋火葬を行わなければならないというふうになっておりまして、大量に死者等が出たときの対応方法について規定されていると思われま。

#### 黒川委員

ちょっと説明してくれただけではよくわかりませんが、特例にあるということで特別なことができるということなのだと思います。こんな法律が国会に上程されて、これが可決することが多分間違いないだろうと思いますが、そういった中でいろんな問題、大変な処置をとらなければならないといったことになるのではないかと考えておりますが、これは次の6月の議会等で議論されることでありますから、きょうはこら辺でこの問題は置きます。

#### 藤田委員

最後ですのでお願いと確認をさせていただきたいと思います。

まず住宅の問題ですが、先ほどもちょっと出たんですが、最近の新聞等で本当に高齢者親子の死亡、都会のことみたいな話ですが、よくニュースに出ます。徳島県の状況の中で、住宅というのは非常に長くお住まいの方が多いという中で、徳島県の公営住宅の中でこういう問題が起こると非常に大変かなという気がしておるんですが、そういう対策っていいですか、そういう現状は住宅課としてはどうお考えになっておられるのか、まずお伺いしたい。

#### 黒島住宅課長

委員のほうからお話のありました公営住宅におけます高齢者等の孤立死の問題でございますが、現状と対策についてでございます。まず、県内の公営住宅で高齢者の方が入居されております割合は約47%でございました。それで単身世帯の人はそのうちの23%で約1,005戸でございます。

それで、高齢者の方の入居者の方の安否確認等について常時行っているんですが、調査の状況等を御説明させていただきますと、県営住宅の入居者にはまず年に1度、家賃の決定のために収入の申告を行っていただきまして、その時点で現状の安否確認等をしております。それで収入申告の提出がない方に対しましては、その後も引き続きまして提出の依頼をし、確認をしておる状況でございます。また、県営住宅には県がお願いしております管理人さんが居住しておりまして、入退居の確認や文書配布等の業務を行う中で入居者の生活状況にも気を配っていただいているという状況でございます。

それからさらに、ほとんどの団地にはそれぞれの自治会が組織されておりまして、自治会役員などが各種の自治会の行事のお知らせや共益費の集金などの際に、入居者の安否確認や生活状況にも注意をいただいているというところでございます。これに加えまして、管理をお願いしております住宅供給公社の巡回の指導員が各団地を巡回し、入居者の方々の生活状況にも注意しながら業務を行っておるところでございます。今後とも特に高齢者を中心とした安否確認につきましては地域の御協力が不可欠と考えておりますの

で、自治会や管理人などの協力をいただきながら注意深く対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

藤田委員

47%の高齢者、多分、公営住宅っていうのはそれぞれの役割があって、民間と違う。先ほどのお話のとおり、生活のいろんな形の中でなかなか避けて通れない、古くなってもそこでいなきゃならない方がたくさんおいでる。それが高齢化してきて、今おっしゃるような問題も起こる可能性が十分あるんですが、1,000戸っていうのは非常に多いかなど。戸数のパーセンテージからするとどうかなどという気もしますが、いずれにしても孤独死にならないように、特に今、社会でこういう問題はどんどんどんどん提起されて、本当に隣近所のおつき合いが高齢化するほどなくなる。そして他人と身内との境がだんだん助け合っていくのがなくなってきて、こういう個々が大事になってくる時代のときに、見守りして新聞が3日でも4日でも入ってなかったら、まず見ない時代ですからね。ぜひ自治会の見直しの中とかそういう指導の中で、特に高齢者のおる家庭のところは十分に配慮した中で孤独死等が起こらないようお願いしておきたいと思います。

たくさんありますので端的にお答えいただいて結構なんですが、次にこれも高齢者対策の1つですが、前々から年金制度でいろいろ当局にお諮りをお願いして、年金制度はどんなかなという話の中で、特に障害年金の件でいろいろお伺いしてきました。なかなか今の制度の中では、国民年金を掛けておらないと障害年金は出ないという制度みたいですが、お聞きしたらね。

ただ、ちょうど私が学生、大学ぐらいですから三十八、九年かな、年金を掛けろというような話があったように記憶しています、学生でもね。学生が年金を掛けるかななんていう時代があったんですが、その時代っていうのはまだ年金制度も確立してなくて、随意みたいところが若干あったんです。社保庁が今そんなでもめてますが、多分そのときには入りなさいよという法律ができたんですけど、強制力がなくなっていた。それが取れないというので市町村に移管させて、国民健康保険と年金を一緒にしたり、いろいろと制度を改革しながら今まで来た中に、こういう無年金者っていうのが、ちょうど私がそのとき二十ですからこれから掛けなきゃならない。

ちょうど私どもがまだ集団就職の時代ですから、都会へ出られて年金を掛けずにきた人がたくさんおる。全国では相当の数がおるんじゃないかなと思うんですけど、それは社保庁の話かも知れませんが、徳島県では無年金者、65歳が来て年金をもらわなきゃいけないのに、そういう掛けていなかったり、いろいろしながら無年金者っていうのは把握しておりますか、おりませんか。簡単にお答えください。

田中障害福祉課長

障害福祉課長の立場といたしまして、障害者の公的年金制度の関係を少しばかり……(「いや、あんまり長いことやめてよ」と言う者あり)失礼いたしました。年金に関しましては社会保険庁、今の年金機構でございますけれども、そちらのほうで数字のほう把握されているところでございます、我々もいろいろと数字を探っていたわけですが、結果的に手に入った数字につきましては、徳島県関係で平成21年度に障害年金の受給者が、障害年金と障害基礎年金と両方ございますけれども、障害基礎年金につきましては1万4,287名受給があったと。そして、厚生年金に該当します障害年金の厚生年金部分でございますけれども、そ

れにつきましては、4,153 名の方が平成 21 年度に受給されたということでございます。

それに対しまして、我々が 21 年度にいわゆる障害者手帳でございますけれども、手帳を持たれてる方を調べますと、例えば身体障害者手帳であれば 3 万 9,499 人と療育手帳であれば 6,523 名、そして精神保健福祉手帳で 3,143 名という方が 21 年度に配付しておるところでございます、なかなかこの方との正確な関連というのはつかめなかったわけでございますけれども、こういった差が生じているという事実はあったということをお報告させていただきたいと思えます。

#### 藤田委員

課長にはいろいろ御足労をかけて、いろいろお調べいただいた経過があるんですが、なかなかわかりづらい。社保庁、国の事業である。ただ、徳島県こういう事情ですから、私どもも高齢化が進んできて、田舎の中で今言う障害者の件は後にしましても、一般年金者でも農業に従事して、先ほど来の話、中山間の農家の人は子供をたくさんつって、それで本当に子育てに必死になって、多分皆さんも育てていただいた方もたくさんおると思うんですが、年金なんて考えもよらん、まずその日の生活をしなきゃいかん、こういう家庭もたくさんあったと思う。

だから、せめて今 65 歳が来て、65 歳っていうのは団塊の世代のちょっと前なんですね。昭和 21 年になるのかな、生まれが。その方が年金もらえる。ところが、私のほうの知る限りでは、特に高齢化してきた中で、3,000 円の年金、昔の年金は 3,000 円の基礎年金をくれた人が多いので、明治何年の生まれです。それ以後の人は年金制度がありますから、ほとんどの人がもらってるかもわかりませんが、無年金者が全国で相当おるといえる気がしておるんです。できたら来期、徳島県の無年金者はどのくらいおるのか調べて、やはり把握しておくべきかなという気がしてます。

特に障害年金というのはわかりづらくて、法的なことですから、例えばゼロ歳から障害者の場合は二十が来ると 1 級、2 級に応じて年金をくれる。ところが、病気によって重度の障害者になる。身体障害者も含めて、精神障害者、いろんな障害者が年金を掛けていない場合にはくれない。この矛盾って、例えば身体障害者で 1 級や 2 級を持つてる人、この方は障害保険をくれるのかくれないのか。そして、1 つ聞いたのは、障害保険と年金は両方もらえるのか、それともどっちかを選択するのか。地域でいろんなこのごろこういう話がある。やはりそういう時代が来たのかなと思えますが、話が来るんですね。その辺、本当に簡単で結構です。保険制度のことについて障害の支給っていうのはどうするんかということをちょっとお聞かせ願いたい。

#### 田中障害福祉課長

年金の関係でございますけれども、今、藤田委員からお話ございましたように、例えば二十までに障害を持たれるという場合、特に重度の場合でございますけれども、そういった場合には二十を過ぎると障害基礎年金が支給されます。ただ、例えば我々もそうでございますけれども、60、70 と年を重ねて障害をそれも重度の障害を持った際には、これは国民年金制度の上にはできあがった制度でございますので、国民年金の加入要件でございますとか、支給要件でございますとか、そういったものがクリアできてなければ、どうしても障害基礎年金、そして厚生年金についても無支給者が現れてくるというふうなことがございます。

委員から御指摘いただきました今回のいわゆる制度の谷間において困難に直面する障害者の救済の関

係でございますけれども、このこと自体、国自体のセーフティーネットの問題に大きくかかわってくると、その問題が問われているものだというふうな認識を持っておるところでございます。今回、年金機構にいろいろ諸制度を問い合わせてみたところですが、いずれにしても答えが個別、具体的にそれぞれ内容が異なりますのでというふうな情報がございました。ただ、そういったところで我々、障害者支援というのが終わるわけではございません。今後も年金機構、そして国と情報交換を活発化することによりまして、少しでも障害者支援につなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

#### 藤田委員

先ほどの障害年金支給者と手帳の交付、これをもっとせじ詰めて分析していくと、65歳要するに高齢者の障害年金取得資格者の中で年金くれない人はどのくらいおる。その理由はさっき言うような形が出てくる。こういうのが出てくるのもう少し来期の、私が委員会におるかわかりませんが、また福祉でいくかわかりませんが、議論させていただいたりお願いもしたい。

ただやはり、先ほどの部長の話のとおり、徳島型提言っていうのをいろいろやっているんですから、こういうやっぱり弱者のはざまに入った人を。これ多分もう皆さん方の年代になると未納で無年金者はほとんどいない。ただ昭和の初期、それから終戦ぐらいに生まれた人、この辺の人は今のように制度が充実してなくて強制力もなかった中で、これは甘えるっていうのではなく、多分生活が厳しかったんだろう。だから、年金を掛けられなかった人っていうのはたくさんいる。そういうために今、年金の、民主党さんは何年も払ったらあげますよという話が出てきとんだと思う。

だから、国民年金のほうもともども徳島県の弱者のための政策っていうのを提言していただいて、せめて障害年金っていうのは普通、障害になってくれるんですから、国民年金とは切り離すべきだと私はそう思う。例えば二十までの子はくれて、途中から事故で、自分も思わぬ事故が起こって、それで障害になったから保険掛けなかったからあげませんって。それは何か特別な。年金だけじゃなしに。それじゃ特別給付政策っていうのはあるんですか。例えば医療が無料です、それはわかる。お互いに高齢化ができて核家族の中で夫婦が生活できない。それじゃ、生活保護に移管するやいうたって、田舎ですから土地もある、二束三文の土地を持つと。それ売れ、そんなばかな話はない。やはり今の生活の中で特に御苦労なされてきた人なんですね、80代やいう人は。そういう人にやっぱり温かい目が行く制度というのが、行政の私は本筋だと思います。これはぜひ頑張ってください、来年度には何か方針が出るぐらいの徳島発の提言をしていただきたいという気がしております。

それからもう一点。これもこの前もお話をお伺いしたんですが、医療制度の改正で、ある程度安定型になると病院を早期に退室しなければならん。こういう制度になっています。基準緩和の中でどっちがどうかわかりませんよ。これは病院側の一方的な話かもわからんけど、それか制度の話かもわかりませんが。例えば中央病院、三好病院でもある程度安定してくると病院を出てください、新しい病院に変わってください。こういう話が出ます。こういう話、このごろ特に多くなってきた、私どものほうで。どこか病院を探してくれ、行く先がない。介護施設もなかなか見つからない。こういう問題っていうのはどういふふうにお考えになっておられるのかなと。ちょっとお伺いしたい。

木下医療政策課長

診療報酬と絡んでのことであるかなとも思うんですけども、一般病床につきましては入院日数が長くなれば、1日当たりの診療報酬が減額するというような仕組みがございます。それから、療養病床につきましては基本的に入院日数による診療報酬の違いはないんですけども、ただ180日以上入院するとそれも自己負担がふえるような仕組みになっております。ということから、入院期間が長くなると診療報酬の関係もあつてか医療機関のほうから入院が長くなりにくい動きがあるのかというふうに考えております。

それでただ、医療が必要でなくて施設で生活できるというようなことになれば、それは施設のほうでも生活できる、入所できるというようなこともわかりませんが、また療養病床のほうが施設の利用率といたしますか、病床の利用率が高いこともありまして、なかなか入院しようと思っても入院できないということがありますので、医療の面と介護福祉の面とで両面合わせて考えていかなければならないと考えております。

藤田委員

施設も大体入院なさる人っていうのは元気な人が入って、それで退院なさる人、それで家庭へ帰る人、これは1つある。それはそれで構わん、いけるんだらうなと。ただ、施設に入ってて調子が悪くなって病院に来て、そしてそこで一定の安定、医療のおかげで安定期を向かえて、介護が要るから施設に入るということは、両方ともですけども、医療のベッドも介護のベッドも非常に込んでおる。そんな皆さんが言うように簡単に、はいそうですかって、あるAの病院が終わったからもとの施設へ帰って過ごしてくれますかっていったら、そんなばかな話はない。やはり皆、企業といたら失礼ですが、満床状態で待ちがあつてやつておる。これは特に過疎に多い地方のほうでベッド数が少ない。皆さんは多いって言うけど、そろばんが私どもではだんだん合わなくなって、こういう話が私どものほうにどんどん舞い込んでくるっていうのは、全体的に療養、弱者を助けるような状況がやはりだんだんきつくなってきたんじゃないかな。

私どもに何も無いときは言ってきました。自分で、病院同士で話もできます。片一方のAという病院はもう出てください。それは指導かもわかりませんが。そうすると一般の人はあつせんしてくれればいいんですが、あつせんしてくれない。ほな、どこぞ、藤田さんないで。ああ、そうですか、ほな知り合い探したげよか。電話してもそこら、ほとんど皆無っていうのは皆さん御存じのとおりなんですな。

だから、やはりそういうことも地域に合ったような実情っていうのが、国の大きな決まりも大事ですけど、やっぱりそこに地方自治の遊び心っていうたら失礼ですけど、車のハンドルの遊びみたいなものを提案してみても、その実情に合ったもんをやらんと、本当に田舎のほうで核家族になって高齢者の単身とか夫婦だけになって、本当にその人らの面倒を見てあげれるんかといったら、私は厳しい状態がこれからますます、私が言うんでなしに皆さん御存じだろうと思う。相当数、厳しい時代、冬の時代が通るのかなと。こういう中でやはり再度提案しながら、今ちょうど税と一体改革をやつとんですから、金取るだけが能ではないんですな。それを返してもらわないかんわけですから。返すというのは住民のほうへフィードバックするんですから。そのためにどう自分とのこの隘路があるかというぐらいは把握していただいて、ぜひ徳島県の高齢者福祉の少しでも役に立てるようにしていただきたいなと、これもお願いしておきたいと思います。

最後に、教育委員会のほうにお願いしたいんですが、まず、ちょうど小松島のほうに行きましたら、ちょうど時を得て、みなと高等学園、確かにすばらしい施設ができあがってました。ちょうどまだ建設途中ですが、2



階建ての立派なのできて、これはすばらしいという気がしております。それで先ほど要項も見せていただいたんですが、例えば4学科で32名、3学年で90名から100名の学校になるのかな。こういう中で障害を持つ皆さん方の1つの大きな徳島県のリーダー的なすばらしい発信をする学校ができるなという気がしておりますので、この点、この学校への入学生というのは障害者でないとだめなんですか。ちょっと伺いたい。

#### 富樫特別支援教育課長

このみなと高等学園、よく聞かれるのがみなと高校というふうに分かれる場合がございます。この学校は少人数、1学級8名で定員を切っております。ということは、これは特別支援学校の設置でございますので、病弱とか知的障害とかというような障害がございませんと入学資格、入学することはできません。以上でございます。

#### 藤田委員

例えばこの障害認定っていうのは障害者手帳を持った人という理念ですか。それともここにも書いておる高等学校に準じた教育課程、これは商業、情報コースそれから今、課長のおっしゃるように特別支援等、知的障害の教育の課程と分けておりますね。それでこの中に、よくわかりませんが入学資格の中に、要するに病的な形のお医者さんの証明書とかこういうのが要る。例えば能力の、言葉悪いかもわかりませんが、低学力者。この人たちはここへは入れないのか。

#### 富樫特別支援教育課長

このみなと高等学園は大きく2つに分かれております。それで、知的障害の方をお受けして知的障害の方の授業をする部門と、知的障害がない方を受け入れて高等学校の教科書を使って授業をする部門と2つございます。それで、最初に申しあげました知的障害の方を受け入れて知的障害の方に応じた教育をする部門は、知的障害が中度もしくは重度の方も入学試験に応募してまいりましたら、その定員の枠内であればお受けすることができるということになっております。

#### 藤田委員

やはりいろんな学校の特色もありますし、特になかなか一般の高校で教育できないって言ったら失礼ですけど、特殊性を持たせて、そして一人前の社会人として送り出して、これは一般高校も同じでしょうが、ここにも先ほど支援学校って言いましたが、高等学校としての1つの課程、ここにも書いてますが高校生としての営み、それからできるような形のものを作る。これはもう非常にすばらしいなと。できれば県の障害者の雇用の中に、ぜひこの高等学校を出た子が採用されるようなすばらしい学校になっていただきたい。そういう指導もしていただきたいなと。それが障害者雇用にも発達してくるし、1つの大きな模範にもなる。本当にすばらしい場所にすばらしい学校。特色を見せていただいたら課程も非常に複雑で商業、情報等、障害者の教育にも基礎となる学力というのはほとんど一般の学校と遜色のないカリキュラムを組んでおられる。ぜひひとつ出だしが肝心ですから、すばらしい形のものをつくっていただきたい、お願いしておきたいと思います。

そのついでといったらなんですが、申しわけないんですが、西部の支援学校、特に池田支援学校。私のほうの池田支援学校というのは本校として独立させていただいて、それでいろいろありましたが、美馬商業高校の跡地に美馬分校としてスタートさせていただきました。現状の池田支援学校の生徒数と現状は今どうなっているのか、お知らせいただきたい。

富樫特別支援教育課長

池田支援学校の生徒は平成 23 年、5年ぐらいさかのぼりましょうか。

(「いや、今の現状を」と言う者あり)

今の現状は平成 23 年が 72 名。池田支援学校本校でございます。以上でございます。

(「美馬分校」と言う者あり)

美馬分校は現在1年生、2年生で 15 名でございます。

(「うち、1年生が何人ですか」と言う者あり)

1年生は4名、2年生が 11 名ということでございます。

藤田委員

今度3年目ですね。今度、入る予定の者は何名ですか。

富樫特別支援教育課長

3年生につきましては現在 13 名の者に合格通知を出しております、うち2名が高等学校と併願しておりますので、11 名になるかもわかりません。

藤田委員

私も初め開校のときに開校式にも出席させていただきました。商業高校の跡地なものでございますから非常に広大な校舎を改築して、生徒の要望っていうのに合ったような機構をつくっておられるんだろうという気がして、その後、私もまだ行ってませんが、この支援学校にふさわしい体系がとれておるのか。耐震化は多分そのときに学校の編成と同時に、ここを使うからということで耐震構造はした記憶が私も覚えております。体育館と両方は耐震をしておかないと児童に大変だということで、耐震化はしておる。ただ、生徒数が今言ったように初めは 10 名っていうのは、今の2年生のときですから 10 名だったと思います。そして明るる年に4名入られた。そして今度は 11 名入られる。33 名、ここの定員数っていうのは何名なのか。そして、今の校舎の中でこの定数が賄えるのかどうか。校舎の施設がこの定数に合ったような形になっておるのかどうか。ちょっとお伺いをさせていただきたい。

富樫特別支援教育課長

当初、美馬分校は1学年 10 名ほどで計画しております、3学年そろいましたら、およそ 30 名というような予想をしていたわけでございます。ところが1年目が4名、2年目が 11 名、来年が 11 から 14 というようなこと、13 だったかな。ということで若干ふえている。1、2名ずつふえているというようなところでございます。そ

れで、裏にセミナーハウスというのが美馬商にございまして、駅伝の方が使う耐震化された建物がございまして、そういった部分の一部を美馬商さんと今、共同活用させていただいているところでございます。そういう中で今、美馬商さんのセミナーハウスと現有の美馬分校の校舎でおおよそこの30名から40名の生徒さん、3学年そろいましてそれで賄えるというふうな予想で考えております。

藤田委員

10名ぐらいの定員で30名ということではなさっておるのかな。多分3階建て校舎をちょうどそのときには計画であって、併設というか両校が一緒におらなきゃいかんということで、お互い遠慮しながら一部をお借りして、そこを支援学校としてやるというような形でスタートして、ある程度改造して開校したと。開校式には当然いろいろ見せていただきましたが、例えば今回のみなど高等学園はエレベーターが設置されておりますが、この校舎にはエレベーターがありますか。

富樫特別支援教育課長

今の校舎、美馬分校の校舎にはエレベーターはございません。

藤田委員

今後どうするんですか。

富樫特別支援教育課長

現在、エレベーターが必要な車いすの方は1階に教室をつくっております、1階部分で教育できておりますので、また将来、必要なことになりましたらエレベーターの設置も検討したいと考えております。

藤田委員

ちょっとおかしいんとちゃいますか。障害者の支援として片一方はすばらしい立派なエレベーターを置いておる。池田支援学校は私も池田の本校のほうはどうなってるのか知りません。だけど、私が開校式のときに見たときに重度の方もおりました。だから今言うたように重度は下に置きます。だけど、それで支援学校の充実体制と言えるのかな。わざわざ校舎を開設して地域の障害者のためにすばらしい施設を皆さん方やった。その施設の内部が、今の課長の答弁は私はちょっとおかしいんちゃうかなと。

支援というのは、車いすで生活する人はそれじゃ入れないのかと、それ以上は。当然1年、2年、3年、3カ年で何人というのを思ったら、その人たちがクラスの編制もあるだろうし、いろんなときにそういう施設の整備するのは避けて通れん問題がもともと初めにあるはず。だから1年目のときは、まだ生徒数が少なかったから下の学級でできたかもわからん。だけど2年、3年生になって今みたいな11名、今の1年生は若干真ん中少ないですから増減はあるかもわかりませんが、1つの学校の体をなすとなると、きちっとしたものを。何ぼ分校でも、分校たってこれは今の学校編成の中で分校という言葉が使われている。非常に不本意なところもあるんですが、美馬校というような感じのはずなんです。池田支援学校の美馬校という概念だろうなという。だから、そういうときには内部の施設充実はしてやらなくてどうする。つくったからにはきちんとしてやら

きやいかん。

それから、例えばこれ1点お答えいただきたいのと、もう1点、通学者に対する支援。これはどうなさっておられますか。

富樫特別支援教育課長

まず1点目の分校のあり方ということでございますけれども、来年度以降、美馬分校のあり方、そして施設も含めて来年度以降、検討させていただこうと思っております。

そして2番目。今、通学生につきましては池田本校のスクールバスに一部乗せていただいております、そういう形で通学しております。ただ、JRを使っている方もおられますので、その方はその地域のバスを活用したりしてござっております。

藤田委員

もう時間がないみたいですから、これも御要望しておきたいのは、今、課長の御答弁の中には、来年度に当然、施設の充実を図ってあげなきゃならない。当たり前の話。わざわざつくってそこへ開設したんですから、できる前に私も文句も言ったりいろいろありましたが、できたものはきちんとしたものができなきゃいかん。だから生徒のための環境はやはりきちっとしたげなあかん。

それから、輸送のほうも池田支援学校のバスを使ってますって言うが、それはうそです。池田支援学校は池田支援学校でいっぱいなんです、手が。親御さんが運んどんです。近くで運べる人はまだいいんですが、このごろの時代でやはり障害者を抱えて親御さんもお勤めしよる人がたくさんおいでる。支援学校の歴史が充実してくるほど、預けたいって人がたくさん出てくる。そういう人のためにやはり支援体制はぜひ充実させてあげていただきたいなど。今やってるっていうけど、もう一回調べていただいて、池田支援学校のバスを使ってない方がたくさんおりますので、その方から私も話を聞いておりますので、ぜひ事情に合ったような形を再構築してあげていただきたいとお願いしておきたいと思っております。

最後に1点ですけど、先ほど樫本委員さんからの話もあったんですが、この予算書にも男女共同参画の中で課長には申しわけないですが、これいろいろ物議を醸しました中に、意見書を出す話はそれでいいんですが、これずっと予算書を見てたら4ページでもわかるんですが、男の家庭のことをひとり親家庭、母子家庭は母子家庭で、こんなばかな話はないとちやいます。男女共同でするんであれば、この文言というのは変えないかんのとちやう。ひとり親家庭は父子家庭にしますか、母子家庭にしますか。こういうやはり矛盾した、重箱の隅をつつくような話ですが、やはり男女共同参画っていうのは男と女が平等にするんであれば、やはり皆さん方も注意しながら、文言というのは感じていただかなければいかんのじゃないかなという気がしております。十分注意していただきたいと思う。また議論にもなるかもわかりません。

それと、学校の教育の中で前、ジェンダーの中でらしさっていうのがありました。テレビを見てても、女らしく育てていただきたいという親の思いが堂々とテレビに出ると。らしさっていうのは前は何か男女共同参画の中でおかしいという気があったんですが、やはり男らしさ、女らしさ、個性、特性、これは十分踏まえた中で、学校教育に生かしていただきたいなど。やはり特性、個性がなくなるとそれこそ人間でなくなるかもわからん。男女共同はいいんですが、それによって個性、特性、らしさまでなくなるっていうのは、非常に大きな、

これからの社会的な問題が私は起こると思う。少子化が、もしかしたらそういうところでも出るかもわかんない。だから、5年目の精査をして新しい男女共同参画基本計画の中で、前々からお願いしておりましたように、教育の場でも再考していただきたいなど。そして、その言葉の持つ意味を間違わないようにしながらこの個性と特性を生かしていかなければ。そういう教育をぜひお願いしたい。時間が来ましたのでお願いをして終わらせていただきます。

岩丸委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、以上で質疑を終わります。

次に請願の審査を行います。御手元に御配付の請願文書表のとおり、1件となっております。請願第16号「乳幼児医療費助成の拡充について」を審査いたします。本件について理事者に説明を求めます。

小森保健福祉部長

請願第16号について御説明させていただきます。

①の乳幼児等医療費助成制度の対象年齢につきましては、厳しい経済状況が子育て家庭を直撃していることにかんがみ、平成21年11月、対象年齢を小学3年生修了まで拡大したところであります。

②の自己負担につきましては、厳しい財政状況のもと、広く支え合い、将来にも持続可能な制度とする観点から、一定額の負担をお願いしているところであります。また、所得制限は基準が緩やかなため、子育て家庭の保護者の多くが範囲内となる児童手当特例給付に準拠いたしております。なお、実施主体の市町村が現物給付を選択する場合は、市町村の判断を尊重し、助成対象といたしております。

③につきましては、これまでも国に対し、全国知事会、全国衛生部長会などさまざまな機会を通じまして、乳幼児医療費の負担軽減を要望しているところであります。

岩丸委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

(「すべて継続」と言う者あり)

(「すべて採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

## 【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第16号①、②、③

この際、お諮りいたします。常任委員の任期は本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により常任委員の任期に合わせて閉会の日には辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度、最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜りました。また、議事運営にもいろいろと格段の御協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。おかげでこの1年間、何とかこの職責を全うすることができました。これもひとえに皆様方のおかげと心から感謝申し上げます。

また、小森保健福祉部長を初め、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度で審議に御協力いただきました。深く感謝の意を表する次第でございます。審議の過程でいろいろ出されました意見、また要望等十分に尊重されて、今後の県政運営に生かしていただければなというふうに思っております。

また、報道の各社におかれましても、いろいろと御協力いただきましたことを深く御礼申し上げます。

時節柄と申しますか、きょうなんかは雪が降るかもわからんというふうなことで、こういった寒い日もこれからたびたびあろうかと思えます。どうか十分に健康に留意されまして、今後とも県勢発展のために御活躍いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

## 小森保健福祉部長

本日出席いたしております理事者を代表いたしまして一言、御礼を申し上げます。ただいま、岩丸委員長様から御丁寧なお言葉を賜り、心から感謝を申し上げます。岩丸委員長様、岡副委員長様を初め、委員各位におきましては、この1年間、人権・少子化・高齢化関係の施策につきまして、幅広い観点から御指導、御鞭撻を賜り、まことにありがとうございました。この間、各委員の皆様方からいただきました貴重な御意見、御提言、これをしっかりと受けとめまして、これからの県政、人権・少子・高齢化施策の推進に邁進してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。1年間、どうもありがとうございました。

## 岩丸委員長

これをもって、人権・少子・高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(15時04分)